

各部(局・室)の目標・取組方針

～ 令和7(2024)年度の目標・取組方針、令和6年度(2024)の取組の成果 ～

目 次

1 各部（局・室）の目標・取組方針について	1
2 各部（局・室）の目標と取組方針シート	1
(1) 議会事務局	2
(2) オンブズマン事務局	3
(3) 企画政策部	4
(4) 協創推進室	6
(5) 総務部	7
(6) 市民経済部	9
(7) くらしと文化部	11
(8) 子ども青少年部	13
(9) 健康福祉部	15
(10) 都市整備部	17
(11) 環境部	19
(12) 会計課	21
(13) 下水道部	22
(14) 教育部	24
(15) 監査委員事務局	26
(16) 選挙管理委員会事務局	27

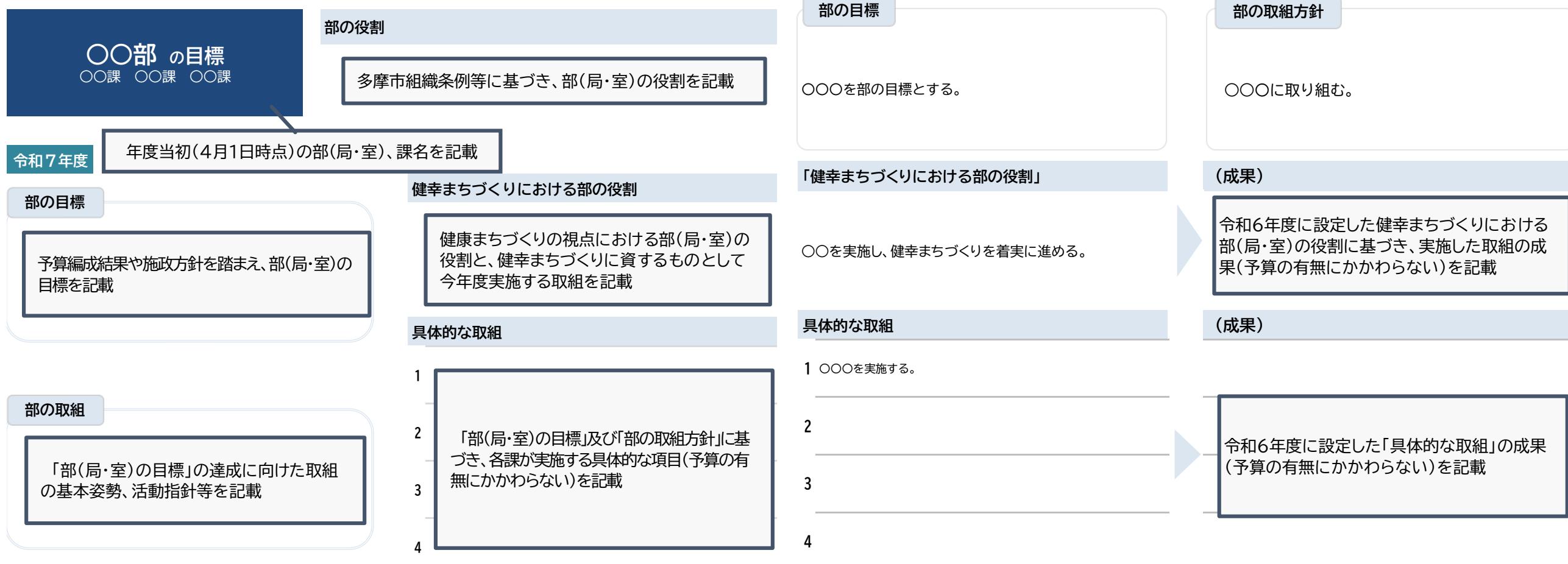
1 各部（局・室）の目標・取組方針について

本市では、職員一人ひとりが、目的意識を持って業務にあたるとともに、組織として計画実現に向けた取組を推進するため、年度当初（4月）に各部（局・室）の長が、前年度の成果等を振り返った上で、当年度の目標・取組方針、具体的な取組項目を設定しています。

この部（局・室）の目標は、職員間で共有し、各職員の個人目標の設定に当たり活用を図るとともに、市民の皆さんと情報共有するため、市公式ホームページ等で公表しています。

2 各部（局・室）の目標と取組方針シート

記載例



議会事務局 の目標

局の役割

- ①多摩市議会の本会議に関すること ②常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること ③協議会等各種会議に関すること ④議員の身分に関すること ⑤議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること ⑥議会広報の編集及び発行に関すること

令和7年度

局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを議会事務局の目標とする。

局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支える。
さらに、業務の効率化とDXへの対応を進め、積極的な情報公開を行う。

具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 任期半ばの議会人事改選を行う臨時議会について、計画的に準備を行い、適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 3 議会報告会、市民との意見交換会、決算事業評価等について、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 インターネット議会中継を継続するとともに、議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や議会活動の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。
- 5 議会タブレットの更新やWeb会議ツールの活用などを行い、業務の効率化と議会のDX対応について支援する。
- 6 「南多摩5市の共通問題を調査研究し、各市の発展を図ること」を目的に組織された南多摩市議会議長会の幹事市として、構成市と連携をとりながら要請行動や研修等を実施する。
- 7 ジョブローテーションや議長会研修への参加、OJT等によりスキルアップと経験・知識の継承を図り、事務局職員の人財育成を進める。

令和6年度

局の目標

議会事務局は、議会が市民の生命、生活を守ることを最優先に、議会基本条例に則り、さらに市民に身近な、協議する議会となるよう支援していくことを局の目標にする。

局の取組方針

議会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
また、災害等への危機管理や法令順守を念頭におきながら、コロナ禍前の業務の再開と効率化、DXへの対応を進める。
さらに、議会基本条例の理念を実現するための議会活動を支え、積極的な情報公開を行う。

具体的な取組

- 1 市の意思決定機関として、危機管理を念頭におきながら、議案や陳情等への対応を適切に行い、本会議及び委員会の適正かつ円滑な運営を補佐する。
- 2 本庁舎建替基本計画特別委員会、決算事業評価、議会基本条例の検証などを実施し、あわせてシステム更新やDXへの対応について支援する。
- 3 コロナ禍により中止していた議会報告会、市民との意見交換会、行政視察等が本格的に再開されることに伴い、各事業の目的が達成できるよう委員会の活動を補佐する。
- 4 政務活動費について、引き続き適正な執行を補佐するとともに、使途基準の適切な見直しを支援する。
- 5 議会だより・公式ホームページ・SNS等を活用して会議日程や視察の状況、本会議及び委員会の会議録など、積極的に情報を発信していく。

(成果)

危機管理として、可能性があると認識したすべての状況について、事務局内で共有し、事前準備や正副議長・正副委員長との調整を行った。これにより、急な議員・理事者の欠席、台風の影響などが起きてても、誤りや遅滞なく本会議及び委員会の運営を補佐することができた。

本庁舎建替基本計画特別委員会では、基本計画策定にあたり、議会の意見を取りまとめて市に回答した。決算事業評価については、常任委員会単位の分科会において事業評価を行い、議会の評価として市に送付した。また、議会運営委員会で議会基本条例の検証を実施し、結果を公式ホームページで公開した。
システム更新については令和7年4月のタブレット更新の準備を行い、DX対応ではWeb会議ツールを利用した視察や参集訓練を支援した。

議会全体による議会報告会及び、常任委員会単位での市民との意見交換会並びに行政視察が再開され、各会の準備や先方との調整などを行い、報告書の作成を支援した。

会派会計担当者を対象とした政務活動費研修会を実施して、支出にあたっての留意点や透明性の確保などについて共有した。また、代表者会議における使途基準の見直し等に係る協議を支援し、キャッシュレス決済の取り扱いなど政務活動費マニュアルを改訂した。

定例会の審議状況及び結果について、議会だよりを4回発行し、全戸配布するとともに、会議や委員会活動等の予定を公式ホームページやSNSに掲載したことに加え、閉会中の議長公務や委員会活動等の様子をSNSに投稿して、議会の情報を発信した。

オンブズマン事務局の目標

局の役割

- ①苦情の処理に関する事
- ②民間福祉事業者との協定の締結に関する事
- ③オンブズマン制度の調査研究及び啓発に関する事

令和7年度

局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果に関わらず、苦情申立てをして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立てを契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。
- 2 本市における総合オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容に沿った研修等を実施する。
- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

令和6年度

局の目標

多摩市総合オンブズマン条例及び多摩市オンブズマン憲章に則り、申し立てを受けたオンブズマンが公正・中立に調査し、苦情解決に向け必要と判断した場合は、是正勧告や制度改善のために意見表明などを行い、その機能と役割を十分果たせるよう事務局として取り組むことを局の目標とする。

具体的な取組

- 1 総合オンブズマン制度の理解・活用促進に向け、従来の周知活動である、市民に対する広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介を引き続き実施するとともに周知の工夫を図る。

- 2 約半数の職員が、この10年間に入れ替わる中で、オンブズマン制度の成り立ちや制度の趣旨、運用等について、再度、職員へ周知・理解を深め、市民の権利を守るとともに、職員の対応スキルの向上に資するため、人事課等の協力を得ながら、これまでの新任管理職や入庁2年目の職員研修はもとより、各職層に沿った内容に沿った研修等を実施する。

- 3 オンブズマン制度開始の後に新たに設置された各種の権利擁護や苦情調査等の制度（「障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「女と男の平等参画を推進する条例」、「子ども若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」等）について、所管課、オンブズマン、オンブズマン事務局による勉強会を順次進める。

局の取組方針

- 多摩市総合オンブズマン制度が市民等に十分周知されるよう様々な手法や機会を活用していく。
- 申立の結果に関わらず、苦情申立てをして良かったと思われるよう制度運営の充実に努める。
- 苦情申立てを契機として多摩市役所、民間福祉事業者のサービス等の改善を促す。

（成果）

広報やホームページを通じた周知等、民生委員や民間福祉事業者等へのリーフレット配布や総会等での制度紹介、また中学校長会に出席した上で中学3年生全生徒に向けたリーフレットの配布協力を依頼した。

新任管理職研修及び入庁2年目職員研修に加え、全係長を対象にした悉皆研修を2年間で実施することに決め、その1年目を遂行した。

個人情報や情報公開に関する市の取組について、オンブズマンが共通理解を図ることで、今後の苦情相談対応の参考にできた。

企画政策部 の目標

企画課 行政管理課 施設保全課
秘書広報課 財政課 情報政策課

令和7年度

部の目標

社会の変化を的確に捉え、これまでの社会常識や考え方にもとらわれず、しなやかな対応をしていくなど、変化の激しい時代でも歩みを止めず前に進んでいく年度とする。

物価高騰の影響で厳しい財政状況においても少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、物価高騰等に耐えうる財政基盤の確立、健幸まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行財政運営の確立と新たな取り組みを進めることを部の目標とする。

部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと庁内の後方支援。
変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ② 多様性を尊重し、学びあうなかでの人財の育成。

部の役割

- ① 総合的な政策の企画、推進及び調整に関すること
- ② 健幸まちづくりの推進に関すること
- ③ 行財政の経営改革に関すること
- ④ 財産（土地、建物及び工作物に限る。）に関すること
- ⑤ 建築物の整備及び保全に関すること
- ⑥ 統計に関すること
- ⑦ 秘書に関すること
- ⑧ 広報、シティセールス、広聴及び市民相談に関すること
- ⑨ 財政に関すること
- ⑩ 情報システム及び情報政策に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

第六次総合計画の分野横断的に取り組むべき重点テーマである「健幸まちづくりの推進」を着実に進めていくため、健幸まちづくり基本方針に基づいた庁内の取組が進むよう、後押しや支援を中心とした調整役を担う。
市民に健幸を意識した行動変容を促すため、高齢者及びプレシニア（生活習慣病の割合が多い40代以上であって、特に、健康に無関心であったり低関心であるもの）を中心とし、デジタル技術を活用する健幸ポイント事業を本格実施していくほか、現役世代を中心に健幸的な働き方を推進する「健幸！ワーク宣言」の取組を進化させていく。

具体的な取組

- 1 令和6年度に試行した総合計画の進行管理の仕組みを深化させるとともに、第六次総合計画の重点テーマのひとつである「活力・にぎわいの創出」に向け、総合戦略推進委員会による意見等も得ながら施策の体系化・パッケージ化を進め、国による地方創生2.0の基本構想の検討を踏まえた地方版総合戦略の修正を行う。【企画課】
- 2 健幸まちづくり事業の企画・全庁的なコーディネートを担うとともに、「健幸！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や、デジタル技術を活用した健幸ポイント事業をラッシュアップさせ、健康無関心層への効果的な働きかけを検討する。【健幸まちづくり担当】
- 3 窓口サービスの利便性・業務効率の向上のため、何をどのように提供していくべきかを整理する。公共施設使用料について、使用料等審議会から答申をいただき、基本的な考え方を決定のうえ、使用料の見直しに着手する。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは、引き続きエリマネジメント団体への支援を行うとともに、公民連携によるまちの魅力やにぎわい創出を目指した検討を進める。【行政管理課】
- 4 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行財政運営を実現するため、市が保有するアセット、いわゆる資産を有効活用する「（仮称）アセットマネジメント計画」を策定する。また、検討会等の開催を通じて東寺方複合施設の整備方針を策定する。【資産活用担当】
- 5 近年、建設費（労務費と資材費）が著しく高騰し続けている。また、建設事業者の技術者（有資格者、職人）不足により、入札不調や事業の見直しなどなる事例が増えている。このことから、市場の最新動向を常に把握し、市の建設事業への影響をいち早く確認するとともに、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】
- 6 変化する市政を取り巻く環境をより適時に把握する必要性等から第42回市政世論調査からの回数増を前提とした調査項目の内容の見直しを実施する。また、市民相談の内容を行政に、より的確にフィードバックさせられるよう相談内容の分類化を進め、分析に反映させる。【秘書広報課】
- 7 ウェブでの情報取得が中心となっている時代に対応していくため、デジタル媒体を活用した情報発信の取り組みを進める。また、ブランドビジョンを推進するためのファクトづくり及び動画等を活用したウェブ中心のシティセールスに取り組む。【広報担当】
- 8 令和10年度以降を見据え、行財政マネジメント計画と連動した事業経費の見える化と経常経費削減の取組等を進めていく。併せて今後、財源確保が厳しくなることから令和8年度予算編成に向けてこれまでの予算編成手法や査定方法の見直しに取り組む。【財政課】
- 9 標準準備システムへの円滑な移行と特定移行支援システムの移行に向けた調整を進めていく。所管課システムの統合仮想基盤の構築とM365導入および活用促進を図る。GovTech東京の共同調達や伴走支援を活用した各種施策を推進する。【情報政策課】
- 10 DX人財育成計画に基づき「DXを継続する組織体質」を作るための人づくりに取り組む。その要となるDX推進リーダーに対し、各種ツールの活用方法や業務改善の手法を習得させることで、業務効率化やペーパーレス化などを推進する。また、情報政策課が主体となりその取組を全庁に波及させる。【DX推進担当】

部の目標

第六次総合計画を本格的にスタートさせ、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向け、希望の持てる未来への新たな一步を踏み出す年とする。

少子化・人口減少の進行やデジタル化といった社会情勢、自然災害や経済リスクなど先行きが不透明で変化が激しい時代において柔軟に対応し、全庁の牽引役、調整役として、総合計画の着実な取組、DX推進や行政サービスの転換、将来に備えた財政基盤の強化、健幸まちづくり、シティセールスの推進など、次の時代に向けた持続可能な行政運営の確立と新たな取組を進めることを目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

《役割》第六次総合計画の本格的なスタートに合わせて、健幸都市の実現を目指して、全庁的な調整役と事業推進役を担う。

《取組》第六次総合計画の策定などを契機に改訂した健幸まちづくり基本方針に基づいた府内の取組が進むよう調整役を担うとともに、デジタル技術を活用した健幸まちづくりの一歩として、健幸ポイント事業（モデル事業）など新たな取組も実施し、健幸まちづくりを着実に進める。

具体的な取組

1 第六次総合計画の推進を図るために、基本構想で定めた分野横断的に取り組むべき重点テーマ（環境との共生、健幸まちづくりの推進、活力・にぎわいの創出）を中心として、府内議論の場の設置や予算編成とも連動した未来志向の行政評価の仕組みづくりを行う。【企画課】

2 健幸まちづくりの事業主体から全庁の企画調整役という次のステージに移行するとともに、「健幸！ワーク宣言」登録企業の拡大推進や新たにデジタル技術を活用した健幸ポイント事業（モデル事業）などを実施する。【健幸まちづくり担当】

3 業務改革を目的として「業務の見える化（BPR）」を実施する。公共施設使用料については、新たな使用料算定期率を検討し、府内で確認の上、審議会への諮問を行い、答申を受ける。また、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりにおいては、エリアマネジメント団体との連携を強化し、持続的な活動の基盤をつくる。【行政管理課】

4 公共施設の維持・更新にかかる負担を次世代に先送りせず、持続可能な行政運営を実現するため、これまで進めてきた取組を検証し、課題を整理した上で、今後の機能転換や再構築の方向性を定める「（仮称）アセットマネジメント計画」の策定に向けて検討を進める。【資産活用担当】

5 建設資機材・技術者の供給状況、物価高騰状況、公共工事への週休2日制の導入など、市の事業に影響を与える市場の最新動向を常に把握する。実施予定の事業（設計・工事）への影響や見直しが必要な事項について、事業所管等へ情報提供することにより技術支援する。【施設保全課・特定施設担当】

6 市政世論調査について、令和5年度に従来の郵送方式に加え、新たにオンライン回答の手法を導入して実施した第4回調査の結果を踏まえ、調査頻度の検討を行うとともに、第六次総合計画の推進の観点から、引き続き調査項目の見直しを行なう。【秘書広報課】

7 より効果的な情報発信を行うために、各媒体の特性を踏まえた掲載記事の選定などについて検討を行う。また、ブランドビジョンを推進するための新たなファクトづくり及びシティセールスにおける新たな効果検証の仕組みを検討する。【広報担当】

8 物価高騰等の情勢変化に応じた速やかな予算対応を行う。また、今後も社会保障関係経費の増加や施設の更新・改修に係る経費の増加が見込まれる中、厳しい財政運営を想定し、行政マネジメント計画と連動した事業費の見える化と経常経費削減の取組等を進める。併せて「多摩市基金の活用等方針」の見直しを行う。【財政課】

9 基幹系システムの標準化・共通化への対応として、令和7年度までの移行完了に向け、ガバメントクラウド環境の構築等を進める。また、令和7年10月でMicrosoft Officeの延長サポートが終了することに伴う対応策の検討、GovTech東京を活用したシステム関係の新たな調達方法のトライアルと検証を行う。【情報政策課】

10 全庁でDXを具体的に進めていくため、デジタルリテラシー・スキルを身に付けるためのデジタル人財育成に取り組む。また、多摩市DX推進計画に基づき、具体的な取組として、文書量の削減、ペーパーレスな働き方を推進する。【DX推進担当】

部の取組方針

- ① 市政の着実な前進に向けた舵取りと府内の後方支援。
- ② 変革を意識し、組織を動かす果敢なチャレンジ。
- ③ 多様性を尊重し、学びあうなかでの人財の育成。

(成果)

健幸まちづくりを着実に進めるため、市内の健康遊具のある公園や使い方を紹介するリーフレット・自宅で簡単にできるトレーニング動画の作成、40歳向け健幸啓発情報誌の読者のうち希望者を対象としたワークショップなどを開催した。また、デジタル技術を活用し、普段から健康を意識することが難しい方等をはじめとする健康無関心層への働きかけを目的として、健幸ポイント事業（モデル事業）を実施した。

(成果)

「部の目標・取組方針」を活用して前年度の成果等を振り返るとともに、各種データを参考しながら次年度に向けた取組の方向性について議論し、予算編成及び施政方針の作成につなげる仕組みを試行した。また、市民参画と情報共有のため、試行として市民アンケート等の実施や行政評価レポートの発行を行った。【企画課】

「健幸！ワーク宣言」登録企業は企業側からの申し出を中心に前年度から4団体増。健康経営に関するセミナーや企業交流会を開催。また、市、商工会議所、アクサ生命保険会社との3者で健康経営の促進に関する連携協定を締結した。健幸ポイント事業は、健診受診・市内施設訪問・イベント参加に対しインセンティブを付与する取組を試行実施した。【健幸まちづくり担当】

BPRについては、府内5課12の業務フローの作成と一部見直しを行なった。公共施設使用料については使用料等審議会への諮問を行い、答申は令和7年度にすれば伸びるが、基本的な考え方の方向性についてご意見をいただいた。また、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりでは持続的な活動に向けて、エリマネ団体への補助等を通じた環境整備、利用者支援等を検討・実施した。これまでの取組が評価され、国土交通大臣より「かわまち大賞」の表彰を受けた。【行政管理課】

「（仮称）アセットマネジメント計画」の策定に向けて、公共施設のミライに関する意見交換会を開催し、公共施設の見直し方針と行動プログラムのこれまでの取組を検証した。またオープンハウスやアンケート調査、地域意見交換会等を通じて豊ヶ丘複合施設整備方針を策定し、東寺方複合施設の整備に関する市民対話を再開した。【資産活用担当】

国や都の通知文書、専門誌、資料メモーへの問い合わせなどから建設資材の情報を収集し、市場動向の把握に努めた。それらをもとに工事の設計や工程の検討するとともに事業所管課へ情報提供した。最新の資材単価、適正工期、適正な経費で工事を発注し、金額、工期が合わない要因による契約不調を発生することなく事業を進めることができた。【施設保全課・特定施設担当】

市政世論調査における調査項目数が回答の際の負担感となることを軽減させるため、第41回調査に向けて設問内容及び調査項目数の整理、見直しを行い、調査項目案を作成した。また、変化する市政を取り巻く環境を適時に把握する必要性や、調査1回当たりの調査項目数を軽減し、回答の際の負担感の軽減の観点から、現行の2年に1回の隔年実施から調査頻度を増やすこととした。【秘書広報課】

各種媒体の特性を踏まえた掲載記事の選定などの検討については、全庁の事業情報や情報発信の状況、各事業アンケートの集約を行なった。ブランドビジョンを推進するためのファクトづくりとしてレジリエントライフプロジェクトやTAMA TAMA FESTIVALの開催支援等を行なったほか、シティセールスにおける新たな効果検証として転入者向けのアンケート調査を開始した。【広報担当】

情勢変化に適時適切に対応するため、11回の補正予算を編成した。行政マネジメント計画と連動した事業費の見える化と経常経費削減の取組は、データ作成までにとどまらず、次年度取組を継続していく予定である。「基金の活用等方針」については、情勢変化や今後の公共施設の大規模改修等を見据え、各基金の活用目的や目標額の時点修正を行なった。【財政課】

基幹系システムの標準化・共通化への対応では、一部システムにおいて特定移行支援システムとなるなど状況は変化したもの、ガバメントクラウド環境は令和7年度から利用が開始できるよう準備を進めた。Microsoft Officeのサポート終了対応として、更新の手法の検討を行い、サブスクリプション型のM365へと移行することとした。GovTech東京が進める共同調達の取り組みのうちPCとeラーニングの調達に参画し、およそ5割のコスト削減につながったことから、令和7年度も共同調達を活用し引き続き効果検証を実施していく。【情報政策課】

デジタル人財の育成について、オンライン学習プラットフォームを利用した研修・自主学習環境の整備を行うとともに、日野市・稲城市との3市連携によるDX人材育成研修を実施。これらを踏まえ令和7年3月にDX人財育成計画を策定。令和6年9月に「紙を使わない働き方の規範」を定め、全府周知を行なった。【DX推進担当】

協創推進室 の目標

室の役割

- ①市民自治の推進に関すること
- ②市民活動の支援に関すること
- ③コミュニティ施策の推進に関すること

令和7年度

室の目標

自治基本条例の中に新たな目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室が中心となって、地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」の3つの視点から、市全体で多世代にわたる参画、多分野における協働を創出し、誰もがつながり合えるコミュニティを形成していくための環境整備（しくみ・しきけの構築）を、さらに進めていくことを室の目標とする。

室の取組方針

- 「協創」実現に向け、環境整備を進める上での3つの視点を取組方針とする。
- ①地域を「支える」 ⇒協創職員制度、市民活動事業補助金、中間支援機能、多世代共生型コミュニティ施設の整備など、地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む。
 - ②地域を「つなぐ」 ⇒中間支援機能、地域プラットフォーム、地域の多様な主体のネットワーク構築など、地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む。
 - ③地域の中で「掘り起こす」 ⇒市民活動事業補助金、地域プラットフォーム、多世代共生型コミュニティ施設の整備、地域共助が可視化できるツールなど、新たな地域人材の発掘、育成に取り組む。

健幸まちづくりにおける室の役割

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しきけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

具体的な取組

- 1 【市民自治の推進】「協創サポーター」を本格運用とともに、新たに創設した「市民活動事業補助金」の交付により、地域に関わる若年層の掘り起こしに取り組む。新たにエリアで「エリアミーティング」を開催する。自治推進委員会の答申をふまえ、地域の多主体との連携、協力のあり方について方針をまとめる。
- 2 【コミュニティの再生】自治会活動の効率化、負担軽減のための「自治会支援アプリ」の実証実験をふまえ、効果を検証するとともに、自治連合会の今後のあり方について検討する。コミュニティ施設で実施する事業、イベント等を通して、既存の活動団体と新たな関心層との多世代・多分野のゆるやかなつながりづくりに取り組む。
- 3 【施設の改修・再整備等】ゆう桜ヶ丘の大規模改修工事に10月から入るとともに、ふれあい館の改修に向け、府内での課題を整理し、方針を決定する。複合施設では、豊ヶ丘は整備方針に基づく整備計画に着手し、諒訪は仮施設の移転に向けた準備を進め、東寺方は整備方針を年度末に決定できるように市民参加で検討を進める。

令和6年度

室の目標

自治基本条例を改正し、新たに目標として掲げた「協創」の実現に向け、協創推進室を中心に市全体で多世代にわたる参画、多分野における協働が創出され、誰もがつながり合えるコミュニティが形成されるような「しくみ・しきけ」の構築を進めていくことを室の目標とする。

「健幸まちづくりにおける室の役割」

第六次総合計画に掲げる「多摩市らしい地域共生社会」の実現に向け、誰もがつながり合える市民主体の地域での支え合いを進めるための「しくみ・しきけ」を構築する。これにより、多世代・多分野の多様な主体の参画・協働が生まれることで、地域課題の解決や新たなまちの魅力、地域価値の創造につなげていく。

具体的な取組

- 1 【市民自治の推進】協創職員制度、地域プラットフォームづくりなど、「協創」の実現に向けた「しくみ・しきけ」の本格運用に取り組むとともに、年度内に第9期自治推進委員会を設置する。自治基本条例施行20周年を記念し、条例や「協創」の実現に向けた取組に関する企画展示の実施等、条例の周知啓発を行う。非営利団体との協働に関する基本指針、協働事業推進マニュアル、協働指定委託事業などを、「協創」の考え方方に合わせ全面改訂する。

- 2 【コミュニティの再生】自治会の活性化に向け、IT活用の実証実験、地域施設に配置した職員を中心とした地域内のネットワークづくり、Wi-Fi環境整備・キャッシュレス決済導入によるコミュニティ施設の多世代利用の促進など、ソフト・ハード両面から取り組む。

- 3 【施設の改修・再整備等】4集会所のトイレ改修、1集会所の解体、1集会所の国有地の買取を実施する。ゆう桜ヶ丘の大規模改修に向けた基本・実施設計を進め、児童・見取ふれあい館の大規模改修に向け、運営協議会・利用者との協議・検討を行う。複合施設の今後のあり方のものと、豊ヶ丘の再整備に向けた基本計画、東寺方・諒訪の整備方針の検討を進める。

室の取組方針

地域協創の3つの柱を取組方針とする。
①地域を「支える」 ⇒協創職員制度、中間支援機能など、
地域で活動する人・団体を応援するしくみづくりに取り組む
②地域を「つなぐ」 ⇒プラットフォーム、ネットワークの構築など、
地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくりに取り組む
③地域の中で「掘り起こす」 ⇒地域共助が可視化できるツールなど、
新たな地域人材を発掘、育成するしきけづくりに取り組む

(成果)

協創を実現するための「しくみ・しきけ」として、若手職員が地域のイベントなどに参加し、地域活動を支援する「協創サポーター」や、多世代がつながり合える地域プラットフォームとして「エリアミーティング」を実施し、その中で出したアイデアを実現するプロジェクトを通して、地域活動に关心のある人材の発掘、既存の活動団体との新たな関係づくりなどに取り組んだ。

(成果)

協創職員制度として「協創サポーター」を試行実施し、地域プラットフォームづくりとして「エリアミーティング」を3エリアで11回実施した。8月に中央図書館で自治基本条例施行20周年の記念展示、11月に第9期自治推進委員会を設置、2月には「協創フォーラム」を開催した。地方自治法の改正により、市町村に、地域の多様な主体との連携、協力が義務化されたことから、「指定地域共同活動団体制度」の導入を含めて、自治推進委員会に諮問した。基本指針等の改正は答申を受けた上で検討することとした。

自治連合会の事業として、2つの自治会で、自治会支援アプリの実証実験を実施している。東寺方老人福祉館をモデルに、自治会、地域包括・駐在所など、地域の団体、資源をつなぐための事業を展開した。コニセイ、地区市民ホールでキャッシュレス決済を10月から導入し、コニセイでは、オープンローミング方式のWi-Fi環境を整備した。

構造上使用しづらい4つの集会所のトイレ改修、永山橋集会所の解体・整地工事、大貝戸集会所の敷地を国から買い取った。ゆう桜ヶ丘は、基本・実施設計を行い、大規模改修に向けた説明会を2月に実施した。ふれあい館の改修に向けでは、運営協議会との協議、府内での課題整理をしている。複合施設3館の再整備については、「コミュニティ施設の今後のあり方基本方針」を2月に決定した。

総務部 の目標

総務契約課 人事課 文書法制課 防災安全課

令和7年度

部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、文書・法制など、職員の執務や行政サービスの基礎を支える業務を着実に行うとともに、防災・減災や防犯対策の更なる前進に取り組む。また、本庁舎の建替や人財の確保・育成など、現下の課題と時代の変化に対し、組織連携で積極的にチャレンジすることを部の目標とする。

部の取組方針

- ①職員の基礎づくりとチャレンジを支え、人財育成をさらに進める
- ②効率的かつ透明性の高い行政運営の維持と発展
- ③相互に支えあう、新たな時代に即した働き方の推進

部の役割

- ①契約及び検査に関すること
- ②財産（土地、建物及び工作物を除く。）に関すること
- ③職員の人事、任免、福利厚生等に関すること
- ④市議会に関すること
- ⑤文書及び法務に関すること
- ⑥災害対策等に関すること
- ⑦防犯に関すること
- ⑧他の部の主管に属さないこと

健幸まちづくりにおける部の役割

市民生活を支える職員の健幸づくりに引き続き取り組む。令和7年度は、「健幸！ワーク宣言」に基づく、健康で明るく活気ある職員・職場づくりの取組として、復職支援・ハラスマント防止対策・ワークライフバランス支援・風通しの良い職場風土の構築などを実施する。

具体的な取組

- 1 本庁舎等の老朽化した設備を適正に維持管理するため、空調設備等の修繕を計画的に実施する。また、日常管理において、突発的な設備の故障、事故対応などに迅速に対応するとともに、市民が利用しやすい環境とするため、窓口へのスムーズな動線確保などの環境整備に取り組む。【総務契約課】
- 2 多摩市役所本庁舎建替基本構想並びに基本計画に則り、本庁舎建替えに向けて、基本設計の業務委託に向けた手続き及び区画整理事業の検討を進める。【新庁舎整備担当】
- 3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保に向けた取組（採用における広報の広域化及び採用試験の早期化、経験者採用の実施など）を進めるとともに、職員の能力とやる気を最大限発揮できるよう人財育成や人事制度の検討に取り組む。【人事課】
- 4 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に引き続き取り組む。【法務担当】
- 5 カスタマーハラスマント対策の一環として、既存の「クレーム・不当要求対応マニュアル」の内容を更新し、庁内に周知する。【文書法制課・法務担当】
- 6 PFI等の新たな契約手法による公共工事で、検査担当の役割を明確化する素案を作る。また、所管課による検査事務の質を高めるため、マニュアル・書式等の整備や研修等の実施を進める。【検査担当】
- 7 多摩市地域防災計画の策定や防災への関わりが薄いライト層への働きかけ、日常の備えを非常時に役立てるフェーズフリー防災の展開等、首都直下地震に備えた取組を行う。防災備蓄品については、暫定利用している学校跡地施設等からの移転に向け、新たな候補地の検討を行う。また、消防団活動のDX化として消防団支援システム（アプリ）を導入するほか、市民の安全安心に資する防犯カメラ設置等補助事業を実施する。【防災安全課】

部の目標

庁舎管理をはじめ契約・検査、人事・研修、文書・法制など、執務や行政サービスの土台となる実務を着実に進めるとともに、周辺環境の変化に適切な対応を図る。また、本年1月の能登半島地震の経験等を踏まえた防災減災対策、本庁舎建替基本計画策定など、新たな課題に取り組むことを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

市民生活を支える職員の健幸づくりについて理解を促進し、「健幸！ワーク宣言」の取組に基づき健康で明るく活きる職員・職場づくりを推進するための取組（復職支援、ハラスマント防止対策、ワークライフバランス支援、風通しの良い職場風土の構築など）を実施する。

具体的な取組

- 1 電子契約サービスを導入し、契約手続きの電子化を開始する。総務契約課が担当している入札案件など一部の契約から開始し、業務手順や課題を整理し、全庁利用に向けた検討を行う。【総務契約課】
- 2 多摩市役所本庁舎建替基本計画の策定に向けて、多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針に基づき検討を進め、市民説明会及びパブリックコメント手続き等を経て、基本計画を決定する。【新庁舎整備担当】
- 3 社会情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズなどに確実に対応していくため、職員の人財確保（新卒及び経験者の採用、大学連携など）を進めるとともに、職員の能力を最大限発揮できるよう人財育成（研修の見直しなど）に取り組む。【人事課】
- 4 ペーパーレス化の実現及び多摩市役所本庁舎建替に伴う文書管理等業務（文書管理システム、府内印刷、複合機、郵送物等）について、課題事項の整理とともに、今後の対応に関する中長期的なスケジュールのとりまとめを行う。【文書法制課】
- 5 法律相談への迅速な回答及び所管課のサポート、研修等の機会を通して、実務上問題となり得る事案や留意事項に関する情報を発信し、職員のコンプライアンス意識の涵養及び組織内のコンプライアンス体制の更なる拡充に取り組む。【法務担当】
- 6 能登半島地震の教訓等を踏まえた多摩市地域防災計画の改定を行うとともに、要配慮者に対する乗合避難に向けた取組など地域防災力の向上に向けた取組、消防団ヘドローンや救命講習用備品などの新たな資器材の配備とその運用、計画改定を行った「多摩市犯罪のない安全安心なまちづくり推進計画」に基づく特殊詐欺被害軽減のための啓発等を行う。【防災安全課】
- 7 令和6年3月にまとめた報告書「今後の工事検査等のあり方について」に基づき、公共工事の品質確保に向け、規程や手引きの改訂、検査員の技能や経験の継承等、検査体制の整備に取り組んでいく。【検査担当】

部の取組方針

- ① 「人材」から「人財」へ。市民の財産として人財育成を進める
- ② 公正で透明性の高い行政運営の継続に向けコンプライアンス向上を進める
- ③ デジタル技術の活用など、新たな時代にあった働き方を進める

(成果)

風通しの良い職場風土の醸成などを目指し、管理職を対象にしたパワーハラスマント及びメンタルヘルス研修を実施した。また、一般職についても6月と10月にメンタルヘルス研修を実施した。さらに、健康管理講座として、健幸に働くための食生活ポイントを産業医から分かりやすく伝え、職員の健幸づくりに努めた。職員の復職支援として、療養の繰り返しを防止する観点から、業務・労務・健康の視点を踏まえた新たな制度を令和6年10月から導入した。

(成果)

電子契約サービスを、令和6年11月より総務契約課の担当している一部案件（物品契約）から開始し、対象案件45件のうち、受注者から2件の電子契約希望があり実施した。サービス導入により、事業者の契約締結に係る経費削減、事務の効率化が図られた。また、実施により判明した課題を整理し、全庁実施に向けた検討を行った。【総務契約課】

昨年度に引き続き策定委員会等における検討を進めるとともに、有識者へのヒアリング、議会特別委員会との協議などを経て、基本計画素案を作成した。素案についてパブリックコメントとともに市民フォーラムでの説明を経て、令和6年11月に基本計画を策定した。【新庁舎整備担当】

昨今の職員採用の多様化を鑑み、行政経験や民間企業等の経験を有する者を対象とする経験者採用を実施し、7月（15人）及び10月（4人）に合計19人採用した。また、市内及び近隣大学を中心に採用における説明会などを実施し受験勧奨に努めた。さらに、職員の人財育成や、多様な働き方の推進、職員の能力を最大限発揮できるよう、人財育成方針の総合的人事施策及び障がい者活躍推進計画の更新、またDX人財育成計画を策定した。【人事課】

令和6年9月10日の行革本部会議で「紙を使わない働き方」について、職員が取り組むべき基本的な考え方を定めた。また、令和7年2月21日の行革推進本部に「ペーパーレス化の取組と今後について」を報告し、本庁舎の建て替えや文書管理システムの更新など今後の重要なスケジュールについて情報共有した。【文書法制課】

法律相談については、1年間で数百件程度の相談があったが、概ね1週間以内に回答をすることができた。また、管理職対象及び主任主事級対象のコンプライアンス研修を開催した。各研修では、具体的な事例をもとに、実務上問題となりえる点や留意事項について言及するよう意識した。【法務担当】

能登半島地震の教訓やスフィア基準等を踏まえた多摩市地域防災計画の改定作業を進め、改定方針に基づく素案作成を行うとともに、風水害時の要配慮者に対する乗合避難に向けた意見交換会等を地域住民と実施した。消防団ヘドローンや救命講習用備品などの資器材を配備するとともに、特殊詐欺被害軽減のための対策として自動通話録音機の貸出や防犯パレード等の啓発を実施した。【防災安全課】

公共工事の品質確保に向け、一覧できる検査台帳を作成し、検査時の指摘や課題等をリスト化した。また、検査事務の手引き改定に向けた素案を作成し、任命検査員の立会に係る考え方の整理を行った。【検査担当】

市民経済部 の目標

課税課 納税課 市民課 経済観光課

令和7年度

部の目標

税や住民基本情報、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にある。

デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことによりまちの活性化を図ることを部の目標とする。

部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③市民サービスの在り方を見直し、業務のDX及びBPRを推進
- ④基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

部の役割

- ①市税及び市税に係る税外収入に関すること
- ②戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ③商工業及び農林漁業の振興並びに観光に関すること
- ④斎場・靈園に関すること
- ⑤消費者の保護に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

社会経済活動の活性化を図るために、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたらすイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、「健幸！ワーク宣言」及び健康経営の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施とともに、（仮称）連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

具体的な取組

- 1 証明書発行窓口におけるキャッシュレス及び郵送請求時におけるオンライン決済を進める。また、住民情報システムの標準化の令和8年に控えていることから基幹系システム及び連携システムの標準化対応を完了し、安定稼働に向けた準備を進める。【課税課・納税課・市民課】
- 2 徴収一元化に向けて課題解決・事務改善・スキルアップを行い、一元化の早期実現に向けて、準備を着実に進めしていく【納税課】
- 3 BPRによる可視化・仕分けを行い、業務フローの最適化や、本庁舎建替基本計画を踏まえた駅近機能の検討に必要な基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化を行う。【市民課】
- 4 多摩市産業振興マスタートーブランに則った事業計画及び、評価方法等について検討を行い、令和7年度中に決定するとともに、令和7年度の事業として、市内企業向けのDX及び業務効率化に関する講座と参加者による交流会を実施する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策の一として取組を進める。さらに、企業立地促進条例に基づく宿泊施設誘致に向けてPRを行う。【経済観光課】
- 5 多摩市都市農業振興プランに基づく各種取組を着実に推進するとともに、防災協力農地について、市内農家、農協、防災安全課と調整を行う。また、「いきいき市」等の市内産野菜の販売場所周知のほか、市内産野菜の認知度向上及び販路の拡大に取り組む。【経済観光課】
- 6 市の観光に関する理念を示し、官民連携した多摩市さらなる魅力発信につなげるため、（仮称）観光まちづくり方針の策定を進める。また、事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】
- 7 駅周辺拠点地区について、聖蹟桜ヶ丘地区では例年実施しているイベントに日本アニメーション50周年を盛り込み、また、多摩センター地区では多摩中央公園リニューアルと連携した事業を実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。今年度設置した拠点地区活性化推進会議における聖蹟桜ヶ丘地区及び多摩センター地区的事務局として情報収集・共有等を図り、庁内の連携を深めて取り組んでいく。【商業・観光担当】

令和6年度

部の目標

税や住基、産業など市民生活の基礎的部分を支える部署として、市民の目線に立ち、誠実かつ公正な事務執行にあたる。

デジタル技術の活用や手続きの見直し等により、業務の効率化と市民の利便性及び満足度の高い行政サービスを提供する。また、産業・観光施策を立案・推進し、市民・企業等との連携・協力した取組を行うことによりまちの活性化を図ることを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

社会経済活動の活性化を図るために、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベントの実施など、まちの魅力の発信・向上を図る。また、「健幸！ワーク宣言」の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施するとともに、（仮称）連光寺6丁目農業公園における試験栽培等をサポートすることで、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行う。

具体的な取組

- 証明書等のコンビニ交付率の向上及び各種証明書発行手数料券発行機や郵送請求におけるオンライン決済、公金収納機などの導入検討をすることで、非応戦型行政サービスの充実や業務の効率化に繋げるための検討を進める。
1 また、地方税共通納税システムの利用範囲の拡大への準備、基幹系システムの標準化における予算化を行い、令和8年稼働に向けた準備を進めていく。【課税課・納税課・市民課】

- 市民の利便性の向上、行政の効率化を図るため「書かない窓口」の導入、また、亡くなられた方のご遺族の事務手続きにおける負担軽減を図るため、「おくやみコーナー」の開設に向けた検討・準備を進める。【市民課・課税課・納税課】

- 市税等の収納管理及び徴収業務の効率化を図るために、市税と国民健康保険税の収納及び徴収業務の一元化に向け、その第1歩として、執務スペースを同じフロアに集中させ連携協力体制を強化し、課題抽出・解決に向けて取り組む。【納税課】

- 長期的な視点から市内産業振興を進めていくことを目的として（仮称）多摩市産業振興マスタークリーンを令和7年度4月施行を目途に策定する。また、ふるさと納税について、引き続き市内産業振興策のひとつとして取組を進める。【経済観光課】

- 令和5年度に中間見直しをした多摩市都市農業振興プランの基本計画に基づく各種取組を着実に推進するとともに、多摩市農作物の販路拡大に向けて、「いきいき市」の周知や、ビール醸造を行う事業所及び市内アスパラ栽培農家と連携し、多摩市産のアスパラガスを使用したアスパラビールの試作品づくりを行う。【経済観光課】

- 市の観光に関する理念を示すとともに、企業・団体・大学等関係団体との協働の取組を数多く創出させ、多摩市のさらなる魅力発信につなげるため、（仮称）観光まちづくり方針の策定を進める。また、多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる食プロジェクトの発展的な実施や市長会連携事業の実施により、来街者の増加につなげていく。【商業・観光担当】

- 駅周辺拠点地区について、多摩センター地区ではハローキティ50周年記念イベントなど、聖蹟桜ヶ丘地区では既存イベントを効果的に実施し、賑わいづくり及び活性化に向けた取組を進めていく。また、「まちづかい」を起點とした新たなまちのつくり方を、5年度までに集めて実践した市民からの「まちづかいの声」を整理し「多摩センター駅周辺のまちのビジョン」等の策定に盛り込むとともに、まちづかいの主体者が実践しやすくなるようなツールを作成する。【商業・観光担当】

部の取組方針

- ①市民目線で丁寧かつ誠実な対応
- ②公正な対応の基礎となる知識・技術の習得・継承と実行
- ③現場に出て目と耳で状況把握
- ④時代の変化に対応した意欲的な取組
- ⑤基礎データの収集による客観的分析と根拠の明確化

（成果）

経済活動の活性化を図るために、より出かけたくなるまちへの機会創出に向け、市内各地での回遊性をもたせたイベント（聖蹟桜ヶ丘謎解きまち歩きや多摩センター街歩きゲーム）の実施など、まちの魅力の発信・向上を図った。また、「健幸！ワーク宣言」の周知や、宣言を行った市内企業の交流会を庁内で連携し実施したほか、（仮称）連光寺6丁目農業公園における試験栽培等を市内農家と連携してサポートし、「健幸まちづくり」の周知と環境づくりの支援を行った。

（成果）

令和5年度から引き続き検討してきた郵送請求におけるオンライン決済については、更なる検討が必要なため、令和7年度も継続して検討を続ける。コンビニ交付に関しては、引き続きコンビニ交付利用を促すため手数料条例を改正し、住民票、印鑑証明書の減額を延長とともに、令和7年度から新たに課税・非課税証明書を減額して発行できるようにした。また、基幹系システムの標準化においては必要となる帳票である納税通知書の予算化等を行った。手数料券発行機及び公金収納機に関しては展示会等で事業者から情報収集等を実施し、資料等の精査を行っている。【課税課・納税課・市民課】

「書かない窓口」については、令和7年度未導入に向け検討を進めたが、システムベンダーより令和7年度末の標準化対応により人間的な面で課題があるため標準化と同時期の「書かない窓口」導入はできないとの見解が示されたため、令和8年度以降の導入に向け準備を進めるところとなった。

「おくやみコーナー」については、令和7年度中の開設に向け各課業務のヒアリング、運営体制、設置スペース等の検討を行ったが、財政状況が非常に厳しい状況の中で、当初予算への計上は見送ることになった。今後、財政状況なども踏まえながら、補正予算等で対応できるよう引き続き準備を進める。【市民課・課税課・納税課】

令和6年10月にA棟2階に納税課収納係と国保税担当2収納担当、B棟2階に納税課満納整理係と国保税担当2満納整理担当の引越を完了させた。同一フロアにしたことで令和6年度下半期は納税相談等のワンストップ化を図り相談者の利便性の向上に取り組んだ。【納税課】

長期的な視点で市内産業振興を進めていくことを目的とし、令和7年3月に多摩市産業振興マスタークリーンを策定した。ふるさと納税については、市内事業者の返礼品を増加したほか、寄附件数が令和5年度の寄附件数706件に対し、令和6年度は1,032件と増加した。また、令和6年度から、ふるさと納税を活用した資金調達支援事業補助金を開始した。【経済観光課】

多摩市都市農業振興プランに基づき、多摩市産農作物の周知と販路拡大を目的に、令和6年12月に開催された「消費生活フォーラム」において、市内産野菜の販売及び「いきいき市」等の市内産野菜販売所等の周知を行った。また、ビール醸造を行う事業所及び市内アスパラ栽培農家と連携し、多摩市産のアスパラガスを使用したアスパラビールの試作品づくりを行い、聖蹟桜ヶ丘で開催された「秋のビールまつり」で一般販売を行った。【経済観光課】

各市の情報を収集するなどにより、（仮称）観光まちづくり方針の策定に向けて進めた。市が事務局を務める多摩市観光まちづくり交流協議会で取り組んでいる多摩市食プロジェクトにおいては、イベントで事業者によるアイスランド風メニューの販売をすることや、令和7年度事業に向けた東京観光財団の事業採択を受けるなど進めた。市長会連携事業として学生が発案して実証実験をする南多摩五市をフィールドに取り組んでいたタマリズムでは、写真を撮影して回遊するイベントを実施するなど発信につなげた。【商業・観光担当】

多摩センター地区ではハローキティ50周年記念イベント（街歩きゲーム、お散歩グリーティング、イルミネーションショー）を、聖蹟桜ヶ丘地区ではラスカル子ども映画祭の実施にあたり商美施設と連携するなど賑わいづくり及び活性化に向けて取り組んだ。多摩センターではビジョン策定に向け、市民や民間事業者等と連携し、大規模イベントのない日常の滞在空間やナイトタイムの賑わいづくりの社会実験を行った。4年度からの3年間を踏まえたまちづかいの主体者が活用できる手引書を策定した。【商業・観光担当】

くらしと文化部の目標

文化・生涯学習推進課 平和・人権課
TAMA女性センター スポーツ振興課

令和7年度

部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、スポーツ、学び、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。

令和7年度は、戦後80年を迎える、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ継承する取組の充実、各分野計画の見直し、新たに策定した方針や計画に基づく具体的な施策の推進、協定を締結するプロスポーツチームなど多様な関係者との連携による様々なスポーツ体験の創出、町制施行70周年を迎える友好都市富士見町との都市交流などを通じて、地域で学び合い、活動し、交流しているまちを目指す。

部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切にして、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆地域（現場）に足を運び、地域で対話（コミュニケーション）を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話（コミュニケーション）を大切に。

部の役割

- ①平和・人権啓発すること
- ②男女平等の推進に関するること
- ③文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人の交流やくらしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。そのため、令和6年度に策定した多文化共生基本方針およびみんなの文化芸術振興プラン2025に基づく取組の実施、第4次女と男がともに生きる行動計画や多摩市スポーツ推進計画の中間見直しなどを行うとともに、文化、スポーツ、学び、交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

具体的な取組

令和6年度に策定した多文化共生基本方針に基づき、市民に向けて、やさしい日本語ワークショップや多文化共生をテーマとした講演会を実施するほか、アイスランドウィーク等のイベントにおいてパネル展示等を実施し、方針の内容普及を進める。また、友好都市富士見町との都市交流事業について、町制施行70周年記念事業を実施するとともに、令和8年度の都市交流40周年記念事業に向けた企画準備を行う。【文化・生涯学習推進課】

2 令和3年度に策定した第4次生涯学習推進計画について、社会の変化や施策の状況変化、市民活動の現状等を踏まえ、中間見直しを行う。【文化・生涯学習推進課】

3 令和6年度に策定したみんなの文化芸術振興プラン2025に基づき、多摩市文化芸術推進委員会を設置し、施策の評価や計画の推進等に向けた協議を開始する。【文化・生涯学習推進課】

4 子ども被爆地派遣事業は、派遣先の広島の混雑等を鑑み派遣日程を前倒して実施する。また、歴代派遣員の平和活動の場づくりを進め、歴代派遣員による平和への取組を後押ししていく。戦後80年事業として、平和首長会議多摩地域平和ネットワークを構成する26市共同で、多摩地域平和ユース研修事業及び（仮称）平和サミットを実施する。【平和・人権課】

5 市民意識・実態調査等を踏まえ、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し版を策定する。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応として支援調整会議を設置する。【平和・人権課】

6 近隣9市の小学生が登壇する、多摩西人権啓発活動地域ネットワーク事業「こどもからの人権メッセージ発表会」を多摩市で開催する。発表会を通じて日常生活を人権の視点から考え、人権意識の醸成を図る機会とする。【平和・人権課】

7 総合体育館第1スポーツホールへ空調の設置を行うことで、酷暑時においても安全にスポーツのできる環境としていく。あわせて施設利用料金の改定について条例改正を行う。【スポーツ振興課】

8 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、スポーツ体験の創出を図る。市内事業者との連携により市内でのパブリックビューイングの実施を行なうなど、街中でスポーツを楽しめる取組を進める。【スポーツ振興課】

9 東京多摩フットボールセンター・南豊ヶ丘フィールドについて、旧南豊ヶ丘小学校校舎老朽化への対応として校舎等の除却設計に向けた調整を進めるとともに、民間との連携により多くの市民に活用いただける新たなスポーツ施設整備に向けた事業スキームについて民間事業者意見を確認する。【スポーツ振興課】

10 「多摩市学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、具体的な取組方法の検討のため、教育委員会と連携して、協議会の実施・地域移行に関する試行・ガイドライン(市)の策定等に取り組む。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

令和6年度

部の目標

くらしと文化部は、人権、平和、男女平等、多様性を尊重・希求することを基本に、市民がこれまで育んできた文化、学び、スポーツ、交流等の活動や、これらにより醸成された地域の力を、市民自らが発展させ、次代に引き継ぐことを支援するなど、「市民の豊かな『生きる』を支える」ことを部の目標とする。特に令和6年度は、第六次総合計画の分野別取組に掲げる計画や基本方針の策定や中間見直しを行い、具体的な施策を推進する。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

活動・学びの機会や環境の整備等を通して、人との交流や暮らしの中での気づきを促すことで、市民自らによる健幸的な生活への取組を支援する。
そのために、(仮称)多文化共生推進基本方針や(仮称)文化芸術振興計画の策定、第4次女と男がともに生きる行動計画の中間見直しに向けた実態調査などを実施するとともに、文化・学び・スポーツ・交流等の活動を支援する各種事業・施策を推進する。

具体的な取組

1 国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、「(仮称)多文化共生推進基本方針」を令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】

2 多摩市みんなの文化芸術条例に基づき、令和5年度に市民を中心となって検討した将来ビジョンとビジョン実現に向けた施策等を定める「(仮称)多摩市文化芸術振興計画」を、令和7年3月に策定する。【文化・生涯学習推進課】

3 利用者、地域住民など多世代の多様な方々が、施設を利用するだけでなく、運営への関わりや施設全体での利用者同士の交流を生み出す取り組みを通じて、市民の主体的な活動をつないでいく施設として、活用が一層進むよう、市民活動・交流センターの指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を選定する。【文化・生涯学習推進課】

4 「子ども被爆地派遣事業」について、派遣先を広島市とし、現役派遣員及び派遣サポーターを公募・派遣する。派遣サポーターについては現役派遣員のサポートに加えて派遣事業の運営側の役割を担うことを通じて、平和の扱い手としての意識醸成の深化を図っていく。また、令和5年度に引き続き、歴代派遣員の平和活動の場づくりに試行的に取り組む。【平和・人権課】

5 令和8年度の「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の中間見直しに向け、市民意識・実態調査を行う。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、関係所管と連携しながら、引き続き、相談体制の整備や講ずるべき施策等の検討を進めることとする。【平和・人権課】

6 協定を締結しているトップチームとの協働により、トップアスリートとの触れ合いや、様々なスポーツ体験ができる機会を創出する。また、J1に昇格した東京ヴェルディホームタウンとしての機運醸成を図る。【スポーツ振興課】

7 施設利用団体をはじめとした関係者との連携によりスポーツを通じた健幸まちづくりの実現を図るために、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者の更新手続きを進め、市議会の議決を経て、次期指定管理者を決定する。【スポーツ振興課】

8 教育委員会と連携し、地域・家庭・関係機関の共通理解を得ながら、部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

部の取組方針

職員一人ひとりが次の点を大切にして、市民、地域、事業者、関係機関、他部署職員等から信頼されるくらしと文化部となるよう取り組む。

- ◆地域(現場)に足を運び、地域で対話(コミュニケーション)を。
- ◆多様性を意識し、先入観・固定観念に捉われず、自ら考え行動を。
- ◆何事にも当事者意識を。
- ◆事業の全体像や見通しの共有と、自分の仕事の「見える化」を。
- ◆職層を問わず職員相互の対話(コミュニケーション)を大切に。

(成果)

市民自らによる健幸的な生活への取り組みを支援するため、多文化共生基本方針及びみんなの文化芸術振興プラン2025の策定や令和7年度に中間見直しを行う第4次女と男がともに生きる行動計画の基礎資料となる実態調査を実施した。また、アイスランドの先進的な取組を学ぶ講演会、障害福祉課と連携して実施した人権週間行事でのユニアーバル映画上映と講演会の実施、施設の次期指定管理事業者から市民ニーズに対応した新たな事業提案を受け、令和7年度の施設環境の改善・整備につなげるとともに、総合体育馆への空調設備を決定した。

(成果)

市民アンケートやインタビュー、多摩市国際交流センターへの意見聴取、学識者のアドバイス等を踏まえ、令和7年3月に「多文化共生推進基本方針」を策定した。方針では、「国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせるまち」の実現に向けて、①コミュニケーション支援②生活支援③地域づくりと意識醸成の3つの施策の方向性を定め、それに紐づく14の主な取組を整理した。【文化・生涯学習推進課】

有識者会議の開催や市民アンケート、団体ヒアリング等の市民参画プロセスを経て、令和7年3月に「多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025」を策定した。令和7年度から10年間、将来ビジョンに向けて実施すべき施策と取組を定めたほか、文化芸術推進委員会による外部評価や進捗評価対象とする重点取組など、計画の推進に向けた取組についても定めた。【文化・生涯学習推進課】

令和7年度から5年間における市民活動・交流センターの指定管理者について市議会の議決を経て決定した。令和7年度に、新たに駐車場利用におけるキャッシュレス決済を可能とする指定管理者提案のほか、全諸室でフリーWi-Fiを利用拡大する提案を具現化する予定であり、市民利用を促すためのサービス向上につながった。【文化・生涯学習推進課】

現役派遣員8名、派遣サポーター1名を広島市へ派遣した。現地NGO等の協力により被爆者との交流や被爆樹木等の見学など、様々な側面から被爆の実相を体験的に学ぶ機会を創出した。成果報告会では派遣サポーターがファシリテーター役を担い、来場者からも好評を得た。また、平和展でのキャッチフレーズの採用や企画の実施など、歴代派遣員の平和への取組も広がっている。【平和・人権課】

多摩市男女平等参画推進審議会を中心に審議を行い、市民及び職員の意識・実態調査を行った。また、女性支援法への対応については、女性相談支援員と女性センターとの連携会議の頻度を増やし、情報共有やケース対応の事例検討等を行うことで、相談・連携体制の強化につながった。【平和・人権課】

バルテノン通りに東京ヴェルディ街路灯フラッグを掲出、また、市内6か所9枚の横断幕・懸垂幕を掲出することで気運醸成を図った。東京ヴェルディなどの選手サイン会、プロスポーツ選手の学校訪問や各種スポーツ教室実施によりトップアスリートとの触れ合いやスポーツ体験が出来る機会を創出した。東京ヴェルティホームゲームにおいて多摩市応援デーとして市民無料招待を行い2千名を超える市民が参加、読売巨人軍のイースタンリーグ公式戦への市民無料招待に千名近い市民が参加するなど、多くの市民がスポーツに触れる機会を創出した。【スポーツ振興課】

令和7年度から5年間における多摩市立総合体育馆、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者について市議会の議決を経て決定した。令和7年4月からは個人利用におけるキャッシュレス決済開始や総合体育馆にストレッチや教室開催の出来るファンクショナル(機能的)ルームが整備されるなど、市民サービスの向上につながった。【スポーツ振興課】

地域の文化団体・スポーツ団体を対象とした部活動地域連携・移行に関するアンケート調査を実施し、134団体からの回答を得ることが出来た。今後の検討に向けた基礎資料として部活動の地域連携・移行に向けた協議会に報告することで、協議会での議論を進めた。【文化・生涯学習推進課、スポーツ振興課】

子ども青少年部 の目標

子ども・若者政策課 こども家庭センター
児童青少年課

令和7年度

部の目標

将来への不透明感が増大する中、社会全体で人口減少と少子化が進行している。「こどもまんなか社会」の実現に向け、多摩市の強みを活かし、さらに伸長することで、子ども・若者と子育て家庭を取り巻く課題解決に取り組む。子育てをサポートする事業等を積極展開し、「子育てるなら多摩」を標榜し、市内事業者とも協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境の醸成を部の目標とする。

部の取組方針

子育て世代のニーズをとらえ、短期・中期的な見通しのもと本年度スタートする「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に実践することで、子育て世代に選ばれるまちとなる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園事業」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、学童クラブの校内化と放課後子ども教室の週5日実施を進めるとともに、「児童館の今後のあり方基本方針」に沿って児童館事業等の刷新を図っていく。

部の役割

- ①児童の福祉に関すること ②ひとり親福祉に関すること ③幼児教育・保育施設に関すること
④青少年に関すること ⑤若者に関すること ⑥子どもの貧困に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

子どもたちの健やかな成長を支えるため、本年4月に開設する「こども家庭センター」や児童館が中心となり、市内子育て支援施設、教育委員会とも連携して、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

具体的な取組

1 「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を着実に推進するため、子ども・子育て会議の委員構成を再編するとともに、各所管の様々な施策を「たまこどもフェス」の開催等を通して市内外に向けてアピールするなど、「子育てるなら多摩」の推進に取り組む。【子ども・若者政策課】

2 令和6年度に作成した子若条例のリーフレットを活用し、広く相談先と権利についての周知を図る。また、小・中学生の市政への意見表明と参画機会を具現化するため、教育委員会との協働運営により「子どもみらい会議」等に取り組む。【子ども・若者政策課】

3 「多摩市こども誰でも通園事業」を市の認可事業として市内幼稚園、認可保育所、認定こども園等の13施設程度に拡大して実施し、子育ち及び子育て環境を充実する。また、令和8年度以降の本格実施に円滑につなげる。【幼児教育・保育担当】

4 子育てひろば（地域子育て支援拠点）や身近な場所で子育て相談ができる「地域子育て相談機関」について、児童館や保育施設等、幅広く市内子育て支援施設での展開を引き続き検討し、今後の方向性を決定する。【こども家庭センター】

5 妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援の充実及び予防的支援の強化を図ることで虐待の未然防止に取り組む。【こども家庭センター】

6 「児童館の今後のあり方基本方針」の「これからの多摩市の児童館(将来像)」及び「5年以内に目指す姿」の実現に向けて取組を進める。特に豊ヶ丘児童館の移設を念頭に置き、貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校へ校内化する。【児童青少年課】

7 放課後子ども教室については委託化による週5日の本格的実施を推進する。令和7年度は、連光寺小学校、貝取小学校に加えて、東寺方小学校、南鶴牧小学校の放課後子ども教室を委託化し週5日の本格的実施を行う。【児童青少年課】

令和6年度

部の目標

社会全体で少子化が進む中、「子どもまんなか」を念頭に子育て支援事業を積極展開する。「子育てるなら＝多摩」を標榜し、市内事業者と協働して市内・市外へ多摩市の優れた子育て環境を発信する。子どもたちと子どもたちを取り巻く大人が安心できる、居心地の良い子育て環境を引き続き醸成する。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

子どもたちの健やかな成長を支えるため、子ども家庭支援センターや児童館を中心に、市内子育て支援施設や教育委員会とも連携し、子どもの自主性や社会性を育むとともに、子どもの権利を守る。

具体的な取組

- 1 ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議の意見などを踏まえ、子どもまんなか社会の実現を目指した「（仮称）多摩市子ども・子育てに関する計画」を策定する。【子ども・若者政策課】
- 2 幼稚園・保育所をはじめ子育て関係団体、児童館が連携・協力して「たまこどもフェス」を開催するなど、市内外へ多摩市の充実した子育て環境や子育て支援策、「子育てしやすい多摩」を継続的に発信する。【子ども・若者政策課】
- 3 子ども・若者向けの意見表明やまちづくり参画に関するイベント情報などを発信するウェブサイト「（仮称）子ども・若者の主張」を開設する。また、子どもの権利擁護への意識を醸成するための取組を推進する。【子ども・若者政策課】
- 4 「多摩市こども誰でも通園事業」を4施設で試行実施し、全てのことの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭への支援を充実・強化する。【幼児教育・保育担当】
- 5 妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度当初を目途に組織の一体化及び「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【子ども家庭支援センター】
- 6 子育てひろば（地域子育て支援拠点）について、児童館や保育施設等を含めて幅広く、市内子育て支援施設での展開を検討し、今後の方向性を明確にする。【子ども家庭支援センター】
- 7 子どもが自由に利用できる児童館が、これから時代変化、社会変化に対応できるよう「児童館のあり方基本方針」の策定を進める。素案に対し、庁内関係部署の意見や議会の意見を反映することで原案化し、児童館利用者を含め、市民との合意形成を図り、夢のある児童館づくりの礎となるような方針を決定する。【児童青少年課】
- 8 放課後子ども教室の週5日の試行実施により確認された「子どもの居場所確認」や「学校の長期休業期間の実施」にも対応できるよう改善を図り、1年目の検証を行っていく。また、学童クラブ需要の変化との関係性を視るために、待機児の対策の必要がある学校での試行拡充に向けた検討も進める。【児童青少年課】

部の取組方針

子育て世代のニーズを的確に捉え、短・中期的な見通しの下、子ども・子育て計画を策定・実践することで子育て世代に選ばれる街となる。特に未就学児については「多摩市こども誰でも通園制度」を核としつつ、保育サービスの地域偏在対策に取り組む。また、児童・生徒の放課後対策の充実を目指し、児童館のあり方を見定め、学童クラブの校内化を進めるとともに、法人委託による放課後子ども教室の全市展開を見据えた準備を行う。

（成果）

子どもたちの健やかな成長を支える取組として、「多摩市こども誰でも通園事業」や「たまこどもフェス」を実施した。また、放課後の居場所対策の取組を進めるとともに、子どもたちの意見表明、参画機会の充実を図った。

（成果）

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の目的や理念を前提として、「第1期多摩市こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体化的に、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」として策定した。【子ども・若者政策課】

幼稚園・保育所をはじめ子育て関連団体、児童館が一堂に会して「たまこどもフェス2024」を開催した。来場した約1万人の子育て世帯に、遊びや体験を通して多摩市の質の高い子育て環境をアピールした。【子ども・若者政策課】

子ども・若者向けの意見表明やまちづくり参画に関するイベント情報などを発信するウェブサイト「子ども・若者の主張」を開設し、公共施設や市内の書店で当該サイトに誘導する「しおり型カード」を配布するなどして周知を図った。【子ども・若者政策課】

東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と組み合わせて「多摩市こども誰でも通園事業」を5月より幼稚園2園及び認可保育所2園の計4園で試行実施を開始し、11月からは子ども家庭支援センター「たまっこ」においても開始した。在籍園のない10歳6ヶ月～2歳の276人が利用登録し、子どもが早期から他者と関わる機会を確保したことで子どもの育ちを応援したとともに、在宅子育て家庭の育児不安の軽減や孤立防止を図り子育て支援を強化した。【幼児教育・保育担当】

母子保健と児童福祉の組織統合及び一体的相談支援体制を再編し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」を令和7年4月1日に開設した。【こども家庭支援センター】

子育てひろば（地域子育て支援拠点）について、保育所等含め市内子育て支援施設と連携による展開について検討を開始した。具体的な方向性については継続的な検討課題とした。【こども家庭支援センター】

素案決定した6月以降、児童館利用者及び地域への説明や意見交換を行い、パブリックコメントでの意見も反映したうえで、令和7年2月に児童館づくりの礎となる「児童館の今後のあり方基本方針」を決定、公表した。【児童青少年課】

放課後子ども教室の週5日試行実施の2校では「子どもの居場所確認」や「学校の長期休業期間の実施」にも対応し、利用動向等の検証を行うと共に、事業イメージが伝わり利用促進につながるよう放課後子ども教室動画を作成しwebで公開した。これらの取組を踏まえて、令和7年度は本格的の実施に切り替え、更に実施校を4校に拡げた。【児童青少年課】

健康福祉部 の目標

福祉総務課 生活福祉課 健康推進課 健康センター
保険年金課 高齢支援課 介護保険課 障害福祉課

令和7年度

部の目標

すべての市民の健康と命を守り、その暮らしを支え、市民一人ひとりが生きがいのある生活を送れるよう保健・医療・介護・福祉に関する施策の充実を図るとともにデジタル技術等の活用を含め各種サービスの迅速かつ適切な提供、利用者主体の支援に努める。また、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策の連携により多摩市版地域包括ケアシステムの取組をさらに進め相談から自立までの横断的・継続的な支援の実施を部の目標とする。

部の取組方針

- 市民生活の実態把握に努め、現場感覚、市民との会話を大切にした取組みを進める。
- 困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組みを支援する。
- デジタル技術等を活用し、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図る。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係をさらに推進する。

部の役割

- ①地域福祉に関すること ②生活福祉に関すること ③保健衛生及び健康に関すること
- ④国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること ⑤高齢者の福祉に関すること
- ⑥介護保険に関すること ⑦障がい者の福祉に関すること ⑧福祉事務所に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

健幸づくりにおけるさらなるポピュレーションアプローチに向け、市民の主体的な行動や取組を支援する。また、あらゆる世代に対し口腔ケアの必要性に関する周知・啓発に取組、特に高齢期におけるハイリスクアプローチの一つであるオーラルフレイルについては、部内が連携して取組む。

具体的な取組

- 1 令和7年12月の3年に一度の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の欠員地区の充足を図るとともに、民生委員活動への大学生によるサポートの実施に取り組み、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行う。【福祉総務課】
- 2 年金だけでは生活することが難しい高齢者や物価高で貯蓄が減少している影響で生活保護を必要とする方が高止まりの現状を踏まえ、各関係機関と連携し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務効率化を図るために、デジタル技術等の活用に向け、引き続き仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】
- 3 日本医科大学多摩永山病院は、重篤患者に対する三次救急や周産期医療など、南多摩保健医療圏(八王子市・町田市・日野市・稻城市・多摩市)における医療の重要な役割を担っている。そのため、引き続き市内で病院建替えが実現するよう、医療圏構成市や東京都、関係機関等との連携を進め、地域の医療提供体制維持に努める。【健康推進課】
- 4 「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」施行に伴い、歯科口腔保健に関する新規事業を他課連携のもと実施し、歯科口腔保健に関する周知啓発を行う。また、新興感染症等の発生に備え、新型インフルエンザ等の行動計画の策定に取り組む。【健康推進課】
- 5 特定健診と後期高齢者健診は様々な疾患の予防・早期発見の重要な手段であり、医療費適正化にも繋がることから、多様な媒体を活用して受診率の向上を目指す。また健診結果から健康課題を抽出し、関係部署並びに関係機関と連携して健康課題解決に取り組む。【保険年金課】
- 6 地域において介護予防活動が継続していくよう、関係機関と連携しフレイル予防事業を推進する。認知症の人が生きがいを持って生活できるよう社会参加支援の取組を行う。第10期高齢者保健福祉計画の基礎となる高齢者実態調査を実施する。【高齢支援課】
- 7 移動を開始する認定調査及び審査会システムを活用して認定業務の効率化を図り全合議体でオンライン審査会を開催するとともに、令和8年度の電子申請導入に向けて調査検討を進める。また、令和8年度に導入の義務化が決定している事業者の電子申請準備を支援する。【介護保険課】
- 8 障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向け、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことできるまちづくり条例」及び令和7年1月に施行された「多摩市手話言語条例」に基づいた取組を進める。【障害福祉課】
- 9 発達障がいのある子ども・若者が地域で安心して成長できるように保育所（園）・幼稚園へ定期巡回相談の充実、発達障がいへの理解普及啓発、関係機関とのネットワークの強化を行う。ひまわり教室の療育の充実を図り児童発達支援センター設置に向けた検討を行う。【発達支援担当】

部の目標

第六次総合計画を踏まえ、令和6年度からスタートする健康福祉部各種の計画を着実に推進する。また、保健、医療、介護、福祉サービスを必要に応じてスピーディーかつ適切に利用できるよう市民、関係機関（事業者）、行政（保険者）の三者連携とDXの推進を図る。これらにより、すべての市民の命と健康、生活を守り、地域で誰もが差別なく、ともに支え合うしくみづくりをさらに進めることを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

困難を抱える市民に寄り添いながら、市民の主体的な行動、取組を支援し、「健幸まちづくり」を推進するため、新たにスタートする重層的支援体制整備事業を通じて多摩市版地域包括ケアシステムのさらなる推進を図る。

具体的な取組

参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などの多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会推進事業（重層的支援体制整備事業）を関係機関と連携しながら実施し、地域と関係性が希薄化し、複合的な困りごとを抱えた方が地域や社会資源とつながりを持ち、社会に参加できるよう支援を行う。【福祉総務課】

いのちとこころのサポートプラン（第2期自殺対策計画）に基づき、子ども・若者などの自殺防止のためにゲートキーパーの周知・養成や自殺未遂者へのケアなどを行い、悩みを抱える方に気づき、寄り添った取組を進める。【福祉総務課】

新型コロナの影響の長期化や、物価高騰などで貯蓄が減少していることが影響し、生活保護を必要とする方が増えている現状を踏まえ、生活困窮者支援事業との連携を強化し、必要な人が必要に応じて生活保護制度を利用できるよう運営する。また、業務改善を図るためにDX推進に向けて、仕組みを試行・検討する。【生活福祉課】

「（仮称）多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」の制定を機に、歯と口腔の健康が全身の健康と深く関係し、健康寿命の延伸にもつながることの周知啓発などをはじめ、条例に基づく取組を進める【健康推進課】

妊娠期からの切れ目ない支援の充実を目指し、母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制再編について、令和7年度を目途に組織の一体化及び「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進める。【健康推進課】

「第3期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、国保財政の安定的運営の確保や、保険給付費に見合った保険税率の設定と徴収及び医療費の適正化等の取組を進める。【保険年金課】

第9期高齢者保健福祉計画に基づき、アフターコロナの現状を踏まえた住民同士の支えあいや介護予防、認知症施策がさらに推進されるよう新たな体制整備に取り組む。地域包括支援センターの機能強化に向けて、担当エリアや職員配置等を総合的に検討し、今後の方針を決定する。【高齢支援課】

生活支援や介護を必要とする状態にある高齢者が速やかに適切な介護保険サービスが受給できるよう、介護認定審査会及び介護認定調査について新たなシステム等を導入し、業務の改善を進める。【介護保険課】

障がいのある方への差別の解消、共生社会の実現に向けた取組として、（仮称）多摩市手話言語条例制定に向けた検討を進め、令和6年度中に条例を施行する。【障害福祉課】

発達障がい児（者）への支援のニーズの増加・多様化に対応するために、巡回相談の対象拡充等により、関係機関とのネットワークの強化を図る。また、発達・教育初回相談窓口の更なる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【発達支援担当】

部の取組方針

- 各課の計画を常に意識しながら業務に取り組む。
- 職員一人ひとりがアウトリーチを基本に現場を確認し、現状を十分に把握する。
- 健康福祉部業務を支える多くの関係機関との緊密な連携、協力関係を構築する。
- 様々なサービスをスピーディーかつ適切に利用できるように各種ICTツール（訪問支援・見守り機能）やケース記録の電子化などの研究をスタートする。

（成果）

健康福祉部全体で事例に基づいた研修の実施や重層的支援体制整備事業の支援会議を通じて、多摩市版地域包括ケアシステムの推進を図った。

（成果）

令和6年4月から多摩市社会福祉協議会に参加支援事業を委託し、しごと・くらしサポートステーションにてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を行い、複合的な困りごとを抱えた方が地域や社会資源とつながり、社会参加できるよう、関係機関と連携しながら相談支援を行った。【福祉総務課】

子ども・若者等の自殺防止のために、教職員向けのゲートキーパー動画研修の配信や、8月にNPO法人あなたのいばしょと協定締結を行い、24時間365日、誰でも無料匿名で利用できるチャット相談窓口の周知に取り組んだ。また、医療機関も参加した自殺未遂者支援ネットワーク連絡会を開催し、自殺未遂者支援の強化に取り組んだ。【福祉総務課】

生活困窮者支援事業と連携し、必要に応じて生活保護を案内・利用できるよう市民に寄り添った運営をするができた。また、保護開始時の資産調査について、これまでの紙による調査から電子照会にするための体制を整えることができた。【生活福祉課】

10月に「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」を制定し、広報や講演会等を通じて条例の目的等の周知に取組むとともに、（株）ロッテ、歯科医会との3者による連携協定を締結した。また、歯科口腔保健に関する目標を定め、取組内容の協議等を行う府内会議の設置や、その取組状況の評価を行う「条例推進会議」を設置した。【健康推進課】

母子保健と児童福祉の組織統合及び一体的相談支援体制を再編し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」を令和7年4月1日に開設した。【健康推進課】

財政健全化に向けた方針を定めた「多摩市国民健康保険運営方針」を策定した。また本方針に基づき、口座振替推奨など収税確保に向けた取組のほか、特定保健指導による生活習慣病予防や、疾病の重症化予防を目的とした「健診異常値放置者受診勧奨事業」を行い、国保加入者の健康保持増進と医療費適正化に資する取組を進めた。【保険年金課】

新たな生活支援コーディネーターと協働で介護予防事業や地域の支えあいの体制整備を推進した。地域包括支援センターの担当エリアや相談体制等について検討し機能強化に向けた方針を決定した。より利用しやすい総合福祉センター送迎バスを目指し、運行内容や方法について見直しを行った。【高齢支援課】

介護認定審査会に関しては、新たなシステムを導入することで、会議資料のペーパーレス化、ウェブ会議への移行を進めた。また、介護認定調査についても新たなシステムを導入し、調査票作成の効率化を図った。本格的な運用は令和7年度となるため、引き続き、これらのシステムを活用し業務改善を進めていく。【介護保険課】

多摩市手話言語条例検討会での議論やパブリックコメント等を経て、「多摩市手話言語条例」を令和7年1月に施行するとともに、同年3月には「多摩市手話言語条例制定記念 耳の日フェスタ」を開催し、条例の周知啓発を行った。【障害福祉課】

発達障がい児（者）の地域とのネットワークの強化を図るため保育所・幼稚園への巡回相談や関係機関向けペアレンツプログラム等を実施することにより地域との連携強化を図った。また「発達・教育初回相談窓口」はWebからの申し込みを開始し利用者の利便性の向上を図った。【発達支援担当】

都市整備部 の目標

都市計画課 道路交通課

部の役割

- ①都市計画及び都市計画事業に關すること ②開発、整備及び区画整理に關すること
- ③住宅政策に關すること ④道路、河川及び土木に關すること ⑤交通対策に關すること

令和7年度

部の目標

令和7年3月に改定した「多摩市都市計画マスタープラン（多摩市都市計画に関する基本的な方針）」に基づき、市民・事業者との協働により、多様なにぎわいとみどりを育み、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めることを部の目標とする。

- ・にぎわいとやすらぎが調和したまち並みの構築
- ・だれもが行きたい所に行きたい時にける移動環境の構築
- ・水とみどりの保全・整備を推進
- ・自然災害に強く、かつ、脱炭素型、バリアフリーなまちの構築
- ・良好な住宅地、良好な景観の構築

部の取組方針

職員一人一人が、誰からも信頼される「都市整備部」となるため、以下の項目を常にこころがけ業務に取り組む。

- ・仕事の「根拠」を改めて確認するなど、コンプライアンスを高める。
- ・市民の要望・意見は丁寧に聴き取り、対応は迅速に行う。
- ・自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ・広い視野で情報収集を心掛け、市民ニーズの変化や新しい手法等を的確に把握する。
- ・仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

健幸まちづくりにおける部の役割

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォーカブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健幸的な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、歩きたいとなる歩行空間の整備に向けた取組を進める。

具体的な取組

「多摩市都市計画マスタープラン」に基づき、誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくりを進めるとともに、市内の都市拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター駅周辺地区、永山駅周辺地区については、東京都の進める「多摩のまちづくり戦略」等の動向に合わせ、市の拠点地区活性化推進会議を活用しながら、将来像を検討し、まちの価値の探求を進める。また、全ての市民が安全安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な地域社会の実現を目指すため「立地適正化計画」の策定を進める。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

2 多摩市街づくり条例で規定された開発事業において、開発事業者に対して必要な助言及び指導を行うなど、条例に定める市の役割と責務を着実に遂行する。また、公共施設整備にあたって面整備手法の導入可能性検討などに積極的に関わることで、「誰もが活動しやすく安心して住み続けられる都市づくり」に寄与する。【街づくり担当】

3 「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」の「公園・遊歩道活用プロジェクト」について、貝取・豊ヶ丘近隣センター付近をチャレンジエリアに設定する。地域で活動する民間事業者等と意見交換しながら、遊歩道や公園を活用した空間づくりの実証実験を行い、課題や効果などを検証する。【ニュータウン再生担当】

4 多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期にわたって確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組を支援する。また人口減少社会を見据え「第四次住宅マスタープラン」の策定を進める。【住宅担当】

5 道路と公園の街路樹管理を中心に清掃や補修などの維持管理業務について、民間活力を活用したアウトソーシングの可能性を検討し、導入に向けた基本方針を策定する。【道路交通課】

6 無電柱化工事、橋梁の耐震補強設計・補修工事、舗装打換工事、道路改良工事をそれぞれの計画に基づいて進め、通行の安全確保や利用しやすい道路環境への改良・整備を推進する。【道路交通課】

7 意見交換会や市民・利用者アンケート調査、統計データ等を踏まえ地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通会議での議論を経て「次期多摩市交通マスタープラン」を策定する。あわせて、多摩市ミニバスの今後の運行体制について整理検討を進める。【交通対策担当】

部の目標

“住みなくなるまち”多摩市”の実現に向けて、安全で魅力的な都市インフラを備えた街づくりの推進を部の目標とする。

- ① 自然災害発生の未然防止策を講じ日常生活が続けられる街の構築。
- ② だれもが行きたい所に、行きたい時に移動環境の構築。
- ③ 賑わいとやすらぎが調和した街並みの構築。
- ④ 住みたい所につまでも住み続けられる居住環境の構築。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

都市環境・交通環境の基盤整備を通して、ウォーカブル推進都市を具体化し、居心地が良く歩きたくなるまちなかと、健幸な生活を享受できる都市環境を整える。そのために、歩行者も自転車も安心できる空間づくりと、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、多摩市無電柱化推進計画に基づく優先的に整備を進める路線の無電柱化に取組を進めるとともに、歩行者・自転車の共生を図れる環境や、歩きたくなる歩行空間の整備に向けた取組を進めます。

具体的な取組

社会情勢の変化、多摩市が抱える様々な課題などを踏まえ、将来を見据えた計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスターplanの改定を行う。あわせて、駅拠点のまちづくりとして永山駅周辺の再構築や多摩センター地区のハード整備（まちづくり）を見据えた（仮称）多摩センター地区まちづくり方針と、居心地が良くなるまちなかづくりに向けた多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定を関係者と連携して進めます。また、延伸ルート案が示された多摩都市モノレールについて、町田方面・八王子方面への延伸促進に向け、必要な取組を進めます。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

2 南多摩尾根幹線の諒訪・永山地区沿道北側における商業・業務等への土地利用転換について、引き続き、プラットフォームでまちづくりへの効果等についてヒアリングする。雇用や賑わいの創出に向けて、都市計画マスターplan改定以降の都市計画変更（用途地域等）に備えて、誘致する機能の条件整理を進める。【ニュータウン再生担当】

3 駅近接の立地を生かした複合市街地の実現を目指し、聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業（閑戸一丁目20番地）施行後の敷地内におけるA敷地（東側）の大規模開発事業、B敷地（中央）の商業・業務施設の順次開業に続き、残るC敷地（西側）の大規模開発事業について、市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備を街づくり条例の手続を行うなかで協議し誘導する。【街づくり担当】

4 多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住宅ストックを長期に渡って確保するため、適正な管理を推進するとともに、耐震化や省エネ化等の大規模改修及び建替え事業における準備・検討・計画・実施の各段階に応じた支援制度を周知し、利用を促進することで、住宅ストックの所有者や管理組合の取組みを支援する。また、市内の空き家等の増加実態を把握するための調査を実施する。【住宅担当】

5 多摩センター地区をはじめとする自転車歩行者専用道路の「安全な遊歩道空間の実現方法」や、「賑わいに資する遊歩道空間の使い方」に向けた課題や方向性を定める。昨年度來行つてきのレングスにおける歩行者と自転車の通行方法における社会実験、意見交換会、アンケート等を参考に暫定的な安全な通行方法の提示や、路面表示等を行い、今後の多摩センターエリアにおける通行方法の確となる検討を行う。【道路交通課】

6 多摩市街樹よくなるプラン改定版における改善モデル路線の市民との意見交換会等を活かした整備を完了し、供用後の評価を行うとともに、新たな改善モデル路線の更新案の検討、市民意見交換会などを実施し、街路樹の持続可能な維持管理を踏まえた更新案の検討に着手する。主要な路線における街路樹の樹木診断等を行い、診断結果に基づき倒木などの恐れがある危険な樹木の伐採を行う。維持管理における効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、業務範囲、実施内容・関係課との共同実施などを検討し、次年度以降発注に向けた設計などを進める上での基本方針を作成する。【道路交通課】

7 「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」の観点から、市道1-3号幹線（明神橋通り）の無電柱化工事等に着手する。また、市道1-28号線の拡幅整備に伴う無電柱化事業の実施に向け、関係事業者と基本協定を締結し、工事の設計を行うとともに、着実な工事の進行のため事業者と協議を継続していく。【道路交通課】

8 少子高齢化や生活様式の変化による交通需要の現状、2024年問題に伴う交通事業者の環境変化を踏まえ、次期交通マスターplan策定のための調査を進めるとともに、交通事業者との協議を開始し、大きな方向性を模索する。あわせて、市民の利便性の向上を目指し、公共交通の機能の補完、地域の活性化や観光振興等に資するシェアサイクルの本格実施に向けて、条件整理と事業者の選定を行う。【交通対策担当】

部の取組方針

都市整備部の職員は、以下の5項目を念頭に業務に取り組む。

- ① 職員一人一人が誰からも信頼される行動を心掛ける。
- ② 市民の要望・意見は丁寧に聞き取り、対応は迅速に行う。
- ③ 自らの仕事にはビジョンを持って臨み、計画的に実施する。
- ④ 視野を広げて、情報収集を心掛け、市民ニーズを把握する。
- ⑤ 仲間と協力し合える風通しの良い職場風土を更に醸成する。

(成果)

歩行者も自転車も安心できる道路空間と、周辺施設と調和した環境の形成を目指し、明神橋通りの無電柱化事業を進めるとともに、街路樹によくなるプランに掲げる改善モデル路線の一部において、街路樹の適切な配置とベンチの設置などの整備を行った。また、メタセコイア通りのメタセコイアの一部を剪定したほか、剣橋の耐震補強工事、多摩中央公園通りの歩道の一部に視覚障がい者誘導ブロックの設置などを行ない、ウォーカブル推進都市の具現化を進めた。

(成果)

都市計画マスターplanの改定に向け、学識・市民委員等で構成した「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会」及び市の課長職で構成した「多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会」において検討し、令和7年3月末に改定・公表した。また、永山駅周辺の再構築については、課題を整理し地権者と共有した。（仮称）多摩センター地区まちづくり方針及び多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の策定については、令和7年3月末に策定予定とし社会実験などを進めてきたが、東京都策定の「多摩のまちづくり戦略」などとの整合性を図る必要性が生じたため、引き続き東京都と協議を行いうものとし、策定を令和7年度末以降とした。多摩都市モノレール延伸の町田方面・八王子方面への延伸促進に向けた取組として、東京都・町田市と共に沿線の現状確認や課題整理等を進めた。【都市計画課・ニュータウン再生担当】

土地利用転換を具体化していくため、プラットフォーム登録会員（民間企業等）に対して個別ヒアリングを実施し、土地利用・立地施設（機能）や雇用、賑わい創出など、期待できる効果等の提案を受けた。また、土地利用転換の方向性や誘致にあたっての視点などについて多摩市ニュータウン再生推進会議にて意見等を伺った。【ニュータウン再生担当】

聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業（閑戸一丁目20番地）施工後の西側のC敷地（約4100㎡）では、令和4年7月に着工した計画戸数253戸、高さ約57m、地上17階建ての分譲マンションが令和6年11月に竣工し令和7年1月下旬より入居開始となった。市の玄関口にふさわしい商業・業務施設と住宅の調和した、一体性のある建築物の整備が完了し、シンボリックな景観を生み出した。【街づくり担当】

グレーゾーンを含む木造住宅では無料耐震診断などで耐震化を促進、分譲マンションでは、セミナーや住宅アドバイザー派遣等を行い、管理組合の取組を支援することで、耐震改修工事や優良建築物等整備事業を活用した長寿命化に資する大規模改修事業が進捗した結果、良質な住宅ストックの確保に寄与した。また、市内の空き家等の増加実態を把握した。【住宅担当】

令和5年度に行なった社会実験を通して、路面に自転車通行帯を設けた場合やナビマークのみの場合などを定点カメラで測定し、ナビマークのみである程度自転車の通行場所を誘導できることが判明した。また、アンケートやヒアリングなどを通して、歩行者と自転車の通行区分を設置して欲しいという要望が多いことも判明した。11月に行った説明会では出席者から実験結果等に対してご理解頂き、3月に路面表示まで行うことができた。今後は周辺環境の変化を捉え、臨機応変に多摩センター周辺での歩行者と自転車が共存できる遊歩道を検討していく。【道路交通課】

改善モデル路線での市民意見を取り入れた改修を概ね完成することができた。次年度から新たな改善モデル路線について検討をすすめる。樹木診断は桜を中心に行なうと危険と判断した樹木の伐採を行った。昨今の倒木事故などを鑑み、樹木診断と伐採をセットで毎年行なうよう計画を作成し、来年度以降は本計画に基づき樹木診断と伐採をすすめ、倒木や落枝等の防止に努める。維持管理の効率的で効果的な手法として、包括的民間委託の導入を行革本部会議に付議し、令和7年度から検討を進めることになった。【道路交通課】

市道1-3号幹線（明神橋通り）については、無電柱化工事に着手し、工事中である。市道1-28号線については、事業を受託する企業と基本協定を締結し、事業に着手した。なお、両事業ともに工事工程に遅れがみられ、完了時期が延伸する可能性が生じている。【道路交通課】

2024年問題等によるバスの乗務員不足が深刻な状況であり、多摩市ミニバス南北線の運行受託終了について事業者から協議の申入れがあったため、協議を開始した。また、次期交通マスターplan策定に向け、各種アンケート調査を実施した。アンケート内容については、市内5か所で開催したワークショップ形式の市民意見交換会でのご意見も参考にしつつ設計し、主に交通事業者等で構成される地域公共交通会議で審議し決定をした。シェアサイクル事業については、令和7年度から本格実施することと市が提供する公用地ポートに係る売上の一部を納付するように整理したうえで、公募による事業者選定をし、協定を締結した。【交通対策担当】

環境部 の目標

環境政策課 公園緑地課
資源循環推進課 資源化センター

令和7年度

部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なより良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常事態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色的ある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴するを大切にし、市民ニーズを的確につかむ。
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る。
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場風土を醸成する。
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を構築する。
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る。

部の役割

- ①環境の保全、回復及び創出に関すること ②公園及び緑化に関すること
③廃棄物の処理、減量及び再利用に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォーカブル推進都市」や「健幸まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健幸的な生活を実感できる環境づくりを進める。そのため、多摩中央公園や多摩東公園、せいせきカワマチエリア、（仮称）連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたくなる憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを公民連携により市民・民間事業者とともに推進する。

具体的な取組

- 3年目となる気候市民会議では、第3次多摩市みどりと環境基本計画の1年目の評価を行うとともに、計画の「取組項目」の中から自ら取り組むものを参加者主体で選び、その実行の形も考えることとし、気候変動対策に向けた行動アクションをまちや社会に実現・表現する「自考自行」のしくみを構築する。【環境政策課】
- 令和6年度に結成した「生きもの調査隊」によって投稿された生きもの情報を基に、図鑑的要素を取り入れた電子版リーフレットを作成する。また、取組成果を分かりやすくパネル化し、調査で見つけた生きものとあわせて東庁舎等で展示することで、市民の身近な自然環境への関心を高める。【環境政策課】
- 国の交付金事業である、多摩市重点対策加速化事業について、令和7年度より事業計画に示した全ての補助事業を開始する。新規補助メニューの情報発信に努めるとともに、特に初めて対象となる事業者向け補助について、商工会議所等民間事業者と協力して市内周知を図る。【地球温暖化対策担当】
- 創エネ・省エネ補助事業について、東京都の太陽光発電設備設置義務化開始に伴う申請数増加に対応するため、一部の補助制度を見直しつつ市民負担の軽減と設置数の増加を図る。また、2027年の蛍光灯の製造輸出入の禁止を受け、分譲集合住宅共用部のLED化の補助制度を新設する。【地球温暖化対策担当】
- 「（仮称）連光寺6丁目農業公園」の整備に向けて、過年度の基本設計を踏まえて実施設計を行い、整備内容を固める。また、令和4年度から続けている試験事業の結果を検証・分析し、サウンディング調査により民間事業者等の意向や事業実施可能性を探りながら、農業公園の運営方式を決定する。【公園緑地課】
- 誰もが楽しめるインクルーシブ広場を大谷戸公園へ整備する。過年度に行った地域の小学校や特別支援学校、保護者の皆さんとの意見交換を踏まえ決定した遊具を設置するとともに、広場に立てる案内看板のイラストを作成するなど、引き続き、地域と連携しながら整備を進める。【公園緑地課】
- 令和5年度から開始したペットボトルの水平リサイクルを継続し、資源循環とCO₂排出削減を推進する。また、5月から廃食油と難再生古紙の拠点回収の実証実験を開始し、更なる資源循環の取組を進めるとともに民間事業者と連携した啓発事業を行つ。【資源循環推進課】
- 令和6年度に引き続き、食べきり協力店やエコショップと連携した食品ロス削減やプラスチック削減等の啓発、著名な講師による小中学校への出前型環境講演会を行い、児童・生徒を通じて、学校、家庭、地域において、ごみ減量・資源循環を自分事として捉えてもらうよう啓発を進める。【資源循環推進課】

令和6年度

部の目標

都市機能を備えつつ、豊かな緑に恵まれた本市の自然環境等を、持続可能なり良い状態で次世代に引き継ぐために「気候非常態宣言」に掲げる地球温暖化対策等の取組を充実させるとともに、市民から親しまれる特色のある公園づくりを市民協働で進めていく。また、「4R+リニューアブル」の推進により、ごみの減量化と資源化を更に促進させていくことを部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

本市の魅力の1つである「公園・みどり」の特色づくりや価値向上に向けて、「ウォーカブル推進都市」や「健幸まちづくり」の視点を踏まえ、楽しみながら健幸的な生活を実感できる環境づくりを進める。Park-PFI制度を活用した多摩中央公園改修整備事業や「せいせきカワマチ」エリア、(仮称)連光寺6丁目農業公園において、居心地がよく、訪れたくなる憩いの場の創造、回遊性の高いまちづくりを市民とともに進める。

具体的な取組

1 令和5年度から開始した気候市民会議について、近隣自治体と合同で、みどりと環境基本計画書の具体取組項目から複数のメニューを選定し、市民とともに実現させるプログラムへと実施形式を改める。また、行動変容を促す仕組みとして継続・拡大させていくため、自治体連携会議の立ち上げを目指す。【環境政策課】

2 生物多様性の保全を推進するため、国際的なオンラインサービスiNaturalist（アイ・ナチュラリスト）を活用し、原峰公園や桜ヶ丘公園などの重点調査地区を中心に市内全域の生きもの生息状況調査を市民参加型で実施する。【環境政策課】

3 創エネ・省エネ補助事業の受付期間を通年化し申請しやすい制度に改めるとともに、再エネ電力に切替えた市民への協力金制度や、暑さ対策としてのミスト設備補助制度の新設により、地球温暖化の緩和と適応に対する市民の行動の後押し、機運醸成を図る。【地球温暖化対策担当】

4 地球温暖化実行計画（区域施策編）の具体取組を推進するため、国の重点対策加速化事業の採択により特定財源の確保を目指すとともに、市民や市内事業者への補助制度の創設や拡充を図る。【地球温暖化対策担当】

5 多摩中央公園及びグリーンライブセンターの改修工事について、令和7年4月1日の全面再開園に向けて、工事を着実に進める。また、中央公園においては、全体の竣工に先立って、令和6年4月中旬に子育て連携スペース（子どもテラス）、令和6年7月中旬にさらめきの広場エリアを竣工させ、部分開園を行う。【公園緑地課】

6 令和5年度に策定したパークマネジメント計画に基づき、公園機能の区域再編や樹木管理のモデル事業を実施し、今後市域内の他のエリアに展開していくためのモデル形成を図る。また、街路樹も含めた樹木管理の効率的・効果的なあり方・契約手法などについて、府内関係課と検討を開始し、次年度以降の発注に向けた基本方針を作成する。【公園緑地課】

7 市内飲食店と連携し、Mottoco容器の作成・配布による食品ロスの削減と食べきり協力店加入店舗の拡大を図る。また、エコショップ等と連携し、ごみ減量・資源循環（食品ロス・プラスチックの削減、4Rの推進等）のポスターやポップを作成・掲示することにより、市民への啓発、小売事業者によるばら売りやプラスチックの削減などの取組を進める。【資源循環推進課】

8 アプリやXを用いて、ごみ・資源の分別や家庭・個人ができるエコ活動の情報を定期的に発信するとともに、著名で親しみのある講師による出前型の環境講演会を小・中学校で開催するなどにより、若年世代や子育て世代への啓発強化を図る。また、粗大ごみ収集受付業務について、多様な媒体を用いた積極的な広報により、令和5年12月開始のオンライン決済の利用を拡大し、当該業務の従事時間の削減を図る。【資源循環推進課】

部の取組方針

常に以下の点を心がけ、市民・地域・民間事業者との協働により各施策を推進する。

- ◆現場に出る、傾聴する大切にし、市民ニーズを的確につかむ
- ◆新しい技術や手法等、時代の変化にアンテナを張る
- ◆報告・連絡・相談を密にし、風通しの良い職場を醸成
- ◆全員で、市政の課題を発見し、知恵を集めて解決する協力体制を
- ◆多様な媒体を活用した分かりやすい情報発信により、市民・地域の共感を得る

(成果)

多摩中央公園改修整備事業では、4月にこどもテラスのエリアを部分開園し、秋の「ハロウィンin多摩センター」と連携して、「水辺のマルシェスペシャル」を開催し、多くの来園者があった。ハロウィンのメイン会場であるパルテノン大通りからの回遊性も見られ、目標としていた成果を出した。連光寺6丁目では、農体験などの試験事業を実施しながら、基本設計を進めた。試験事業では、定員を上回る申し込みがあるなど、農業公園に対するニーズの高さが窺え、農業公園市民サポーターの登録も進むなど、市民からの期待度も高まっている。

(成果)

令和6年度の気候市民会議は、計画の「取組項目」の中から自ら取り組めるものを参加者主体で複数選び、行動変容を呼び掛けるポスターを作成し、多摩エコ・フェスタ2025で展示と発表を行った。また、地域を超えて行動変容を広げる試みとして、府中市、日野市、多摩市で自治体連携会議や気候市民会議、気候コ-ス会議を共同開催した。【環境政策課】

令和6年4月に「多摩市生きもの調査隊」を結成し、国際的なオンラインサービスiNaturalist（アイ・ナチュラリスト）を活用した取組を開始し、原峰公園や桜ヶ丘公園を含む市内全域から43,000件以上の生きもの情報が投稿された。また、当初17名で始まった隊員数は3月末までに100名を超えた。【環境政策課】

令和6年度の地球温暖化対策対策として、補助事業等の実施により市民行動の後押しを実施した。新規事業として、再エネ電力切替協力金、ミスト設備補助を行ったが利用者が少なかった。一方で、創エネ・省エネ補助事業については、制度改定や機運上昇により申請が100件以上増加した。【地球温暖化対策担当】

令和6年6月27日に多摩市重点対策加速化事業が採択され、10月より一部補助事業の募集を開始した。また、令和7年度より、事業計画に示した全ての補助事業を開始するため、国と調整を実施し、令和7年度当初予算に補助経費等を計上した。【地球温暖化対策担当】

グリーンライブセンターについては、建築物部分が12月末に竣工、その後ガーデン部分が3月末に竣工した。中央公園については、子育て連携スペースは目標通り4月中旬に竣工したものの、さらめきの広場エリアは想定外の事象が生じ令和7年1月末の竣工となった。【公園緑地課】

公園機能の区域再編については、大谷戸・諏訪エリアの2地区で地域や利用者の皆さんとワークショップ等で意見交換し、社会実験も行なながら、公園の役割・ルール・施設再編のあり方をまとめた。また、緑地内樹木更新モデル事業については、鶴牧第1・亀ヶ谷緑地で樹木更新のあり方の一つとしてのモデルを作成した。さらに、街路樹を含めた効率的・効果的な管理手法として、道路・公園維持管理業務の包括的民間委託の導入検討を令和7年度から行っていく方針を決定した。【公園緑地課】

10月から1月末までのMottoco容器による持ち帰りに参加した飲食店等は21店舗で、食べきり協力店に登録した店舗は15店舗増えて55店舗となった。また市内のエコショップや食べきり協力店に協力いただき、食品ロス・プラスチックの削減などのポスターやポップの掲示を行ったほか調味料メーカーと共同で食材を無駄にしないレシピを作成し、イベントでの配布やスーパー店頭での掲示を行った。【資源循環推進課】

東京都と連携してリチウムイオン電池などの危険・有害廃棄物の排出方法をXを使って毎月情報発信したほか、隨時ごみ分別などの情報をアプリで発信した。また著名人による出前型環境教室を小学校2校、中学校1校で実施した。粗大ごみのオンライン決済については従来のクレジットカードに加えて、9月からPayPayでの決済を開始し、電子申請の割合は全体の4割弱、そのうちのオンライン決済の割合は5割弱まで拡大した。【資源循環推進課】

会計課 の目標

課の役割

- ①現金の出納及び保管を行うこと ②小切手を振り出すこと ③有価証券の出納及び保管を行うこと ④現金及び財産の記録管理を行うこと ⑤支出負担行為に関する確認を行うこと ⑥決算を調製し、これを市長に提出すること ⑦その他法令に特別の定めがあるものを除き、会計管理者が行う会計管理の権限に属する事務の補助を行うこと

令和7年度

課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用する。決算を調製し市長に提出することを課の目標とする。

課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、全庁向けに実務研修の実施や会計事務に係る定期的な情報発信を行う。
- 2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況を踏まえて適切に債券運用等を行ってことで、前年度以上の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 指定金融機関等の金融機関の状況変化を踏まえ、継続的かつ安定的に本市の公金収納及び支払業務が行われるよう必要な取組の検討及び見直しを行う。

令和6年度

課の目標

公金の収入・支出の執行に際し、支出負担行為等の各手続が法令や条例・規則等に基づき公正・適正に行われているかを効率的に審査する。また、公金の保管・運用において、支払準備金を確実に確保するとともに、安全かつ効果的に運用することを課の目標とする。

課の取組方針

- ◆公正・適正な出納事務の執行及び会計事務処理能力の向上
- ◆公金の確実かつ効率的な管理・運用
- ◆決算認定に向けた計画的な事務執行

(成果)

「会計事務の手引き」の更新や、階層別研修を7回実施したほか、経理係ミニ研修を1回実施した。また、庁内掲示板にて「会計をたのしく学ぼう！会計のワ！」等を発行するなど職員向けに定期的な情報発信を行った。

金融機関の担当者等と情報交換を行い、起債情報、市場や債券金利動向などの情報を入手・分析しながら、より収益が見込めるタイミングで債券購入等を行い、前年度比210%（17,191千円）増の36,119千円の運用益を確保した。

決算調製の事務処理手順や工程表を作成、関係課と共有することで期限までに適切に事務を執行した。また、各課の予算執行状況を適宜確認し、個別調整を行うことで、期限までに決算の調製を行うことができた。

金融機関等を取り巻く状況を踏まえつつ、公金収納業務を安定的に継続するため、指定金融機関や収納代理金融機関と令和7年度以降の費用負担や業務の効率化に係る調整等を行った。

具体的な取組

- 1 全庁的な会計事務処理能力向上や事務ミス減少のため、各種手引きの更新、実務研修の実施や平易な表現による会計事務情報の定期的な発信を行う。
- 2 基金の運用について、安全性を堅持しながら収益率の高い運用を達成するため、経済・社会情勢に関する情報を入手・分析し、資金の残高状況をふまえて適切に債券運用等を行ってことで、120%超の運用益を確保する。
- 3 議会の決算認定に向け、具体的なスケジュールや実施内容を関係者間で共有し、適宜、予算執行状況や収支状況を把握することで、期限までに決算の調製を行う。
- 4 収納手法の動向や金利状況等をふまえ、指定金融機関等の公金収納業務の安定的な継続に必要な取組の検討及び見直しを行う。

下水道部 の目標

下水道課

令和7年度

部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健幸に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

部の取組方針

1. 下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共に共生し、環境保全に取り組む。
2. 地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るための事業に取り組む。
3. 下水道の適正管理と財政見通しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。
4. 下水道施設の劣化や損傷による事故を未然に防ぐため、第3者への影響が大きい管渠の点検・調査を行う。

部の役割

- ①公共下水道事業の計画及び認可に関すること ②下水道事業の予算の編成、執行管理及び決算に関すること
- ③公共下水道施設の維持管理に関すること ④下水道への排水に関すること

健幸まちづくりにおける部の役割

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を維持させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォーカブル推進都市への活用を継続する。

具体的な取組

- 1 上位計画である東京都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の変更内容を反映した法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。
- 2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。
- 3 排水設備や特定施設・除外施設について、法令等に基づいた指導、現地立会検査などにより誤接続や水質事故等の防止を図る。排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、グリーンライブセンターでの啓発パネルなどの展示やマンホールカードの配布などを通じて下水道事業の啓発活動に取り組む。
- 4 令和5～7年度の3ヶ年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組について、令和7年度は、府内の検討委員会において下水道整備、流域対策、ソフト対策などの全般的な協議を進め、多摩市総合治水対策方針を策定する。
- 5 雨天時浸入水対策として、過年度に実施した調査で判明した市管理施設の雨水が浸入する外流しに対して改善対策を促進するとともに、市民向けにグリーンライブセンターにて啓発展示等を行う。
- 6 所有資金を有効活用し、市場金利等の動向も考慮したうえで、資金運用収益の増額を図る。
- 7 令和6年度までの決算等の実績を踏まえて経営分析を行い、多摩市下水道事業経営戦略の改定を行う。
- 8 災害時においても衛生的な生活環境の維持をするため、必要な下水道施設の設置や耐震化等に引き続き取り組む。

部の目標

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健幸に暮らし続けられる豊かなまちの次代への継承を部の目標とする。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちの実現を目指して、清潔で快適な生活環境を持続させるため、良質な下水道サービスを提供していくとともに、下水道事業の啓発を行うために設置したデザインマンホール蓋やマンホールカード配布事業について、ウォーカブル推進都市への活用を継続する。

具体的な取組

- 1 令和4・5年度において実施した下水道排水区画割施設平面図の修正を踏まえ、法定計画である多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行う。
- 2 予算化された工事及び委託案件について、適正な工期を確保して契約できるよう計画的な発注業務に努めるとともに、確実な契約履行を図るため適切な監督業務を行い、円滑かつ適切な下水道施設の整備・改修・更新・維持管理に取り組む。
- 3 排水設備について、今後の広域化・共同化などの状況変化にも留意しながら、法令等に基づく指導を行い、排水設備設置後の現地立会検査により誤接続等の防止を図る。また、事業場等からの排水による水質事故について、環境部や東京都流域下水道本部などと連携して発生防止に取り組む。あわせて、下水道事業の啓発を目的とした広報チラシ（多摩市下水道通信）の配布について、引き続き実施する。
- 4 令和5～7年度の3ヶ年で進めている市独自の治水対策方針策定の取組について、令和6年度は雨水管理方針を委託により策定するとともに、府内の検討委員会において全般的な協議を進める。
- 5 過去に実施した雨天時浸入水調査において、浸入水量が多いと判定された施設等の改善対策を促進するとともに、引き続き、広報チラシ（多摩市下水道通信）を活用した浸入水対策全般の啓発を行う。
- 6 所有資金を有効活用するため、市場金利等の動向を注視したうえで、引き続き、運用収益の増額を図る。また、より効果的な運用手法についての検討を行う。

部の取組方針

1. 下水道施設の継続的な機能確保により快適な生活を未来につなげ、自然と共生し、環境保全に取り組む。
2. 地震・浸水などの災害に強いまちづくりにより、市民の生命と財産を守るために事業に取り組む。
3. 下水道の適正管理と財政見通しにもとづく、下水道経営の基盤強化により、持続可能な下水道経営の確立に取り組む。

（成果）

良質な下水道サービスの提供を継続するとともに、マンホールカードを市内4箇所で1種類ずつ配布することで、出歩きや市内回遊を促進した。（令和6年度配布枚数14,799枚）
また、広報チラシ（多摩市下水道通信）に健幸まちづくりの啓発記事を掲載し市内全戸に配布した。

（成果）

令和4・5年度において実施した下水道排水区画割施設平面図の修正等を反映した事業計画を作成して関係各所へ意見照会を行い、多摩市公共下水道事業計画の期間延伸等の変更を行った。

令和6年度に予定していた工事及び委託については、適正な工期を確保し計画的に発注を行い、年度内に完了した。

238件の排水設備の届け出を受理し、現地立ち合い検査等を実施して適切な排水設備が設置されたことを確認した。また、関係機関との連携により、水質事故の防止に取り組んだ結果、大きな事故の発生はなかった。下水道事業の啓発については、広報チラシ（多摩市下水道通信）を2月に発行し全戸配布した。

整備の重点地区と整備優先順位について記載した雨水管理方針マップを作成するとともに、流域対策の推進のため、府内の検討委員会において協議を進めた。

市管理施設の外流しの現地調査を行い、雨水が浸入する箇所を特定し、改善対策を促すとともに、広報チラシ（多摩市下水道通信）を全戸配布し浸入水対策全般について啓発活動を行った。

より利率の高い定期預金への新規預け入れを行い、運用収益の増額を実現した。また、中期的な運用可能額の試算等を通じて、さらなる增收に向けた方策について検討を行った。

教育部 の目標

教育振興課 永山公民館 関戸公民館 図書館
学校支援課 学校給食センター 教育指導課 教育センター

令和7年度

部の目標

多摩市教育委員会の目標である、

- (1) 子どもたちの生きる力の育成
- (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

を達成するために、第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）に掲げる取組を確実に推進することを部の目標とする。

部の取組方針

1. 仕事の「根拠」をあらためて確認し、データに基づく「分析」を経て「今」を知り、
2. チーム内の十分な「対話」を経て、「創造力」をもって「2050年」のあるべき姿を想定し、
3. まず「第一歩」を踏み出し、「スピード感」を持って実行する。

部の役割

①教育委員会の会議にすること ②職員の人事にすること ③教育予算の総括にすること ④公立の小学校及び中学校の設置、管理及び廃止にすること ⑤学校教育の指導にすること ⑥学校給食にすること ⑦社会教育及び社会教育施設にすること ⑧文化財の保護にすること

健幸まちづくりにおける部の役割

持続可能な社会の創り手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育み、誰一人取り残されることなく活躍できるよう取組を進めるとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。
そのため、今後のより良い教育環境実現のための検討を行うとともに、学校給食センター建替えや学びの多様化学校設置に向けた準備、八ヶ岳少年自然の家の今後のあり方整理等を行う。

具体的な取組

1 鶴牧中学校（二年目）と大松台小学校（一年目）の大規模改修工事を着実に実施するとともに、小学校体育館へ空調設備設置に向け道筋をつけ安全で安心な教育環境の整備を図る。また、引き続き多摩第三小学校用地拡張に向け、複数の地権者と交渉を行う。【教育振興課】

2 児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画の策定をするとともに、八ヶ岳少年自然の家の令和10年度以降のあり方についても行革本部会議等で議論を進め、方向性を確認する。【社会教育・文化財担当】

3 児童・生徒のより良い教育環境の実現のために、教育的視点と全市的視点をもって適切な学校規模等の検討を開始する。また、令和8年4月の設置に向けて聖ヶ丘中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備を行う。【学校支援課】

4 どの児童・生徒も安心して学び生活できるよう、一人1台端末を活用した学びの推進、及びいじめの重大化や不登校の未然防止に向けた平時からの組織的な取組を推進する。部活動改革では、市長部局と連携し、休日等の地域クラブ活動を一部試行実施するとともに、協議会を通じたガイドライン策定に取り組む。【教育指導課】

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。教育環境整備のため、一人1台の教育用端末の更新や学校ネットワーク高速化に取り組み、校務支援システムなどの活用支援により教員の負担軽減を図る。また、新たな居場所の確保のための学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】

6 第三次多摩市特別支援教育推進計画を決定し、広く市民や学校関係者へ向けての周知のためのシンポジウムを開催し、計画の骨子である合理的配慮への理解を広げていく。切れ目のない支援の充実に向け、引き続き教育と福祉の連携を強化し相談機関間でのつなぎをスムーズに行う。不登校対策の取組としてのゆうかり教室やVLP内コントンツの充実を図る。【教育センター】

7 児童・生徒に寄り添った献立による給食提供、学校訪問等を活用した栄養士による指導・啓発を通じて食に関する興味関心を高め、食育の推進を図る。そのために衛生管理の徹底と安全安心な学校給食の提供に努めるとともに、あらだな学校給食センターの具体的な整備内容を盛り込んだ「学校給食センター建替基本計画」を策定する。【学校給食センター】

8 市民の地域活動や表現の場の拡充を目的として、諸室の貸出しや運用の見直しを行い、利用の拡大、向上を図る。また、地域で活動する市民や団体等と連携し学校生活に馴染めない子どもたちを対象とした事業「ひのたまULTAプログラム」を日野市と共に実施し、誰もが集い学べる場を創出する。【公民館】

9 「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」を策定し、市民の読書活動を振興するとともに図書館の運営やサービスなどの課題に対応していく。市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集・周知し、活用を進める。基本的な図書館サービスの提供を行った上で、市民や学校、近隣施設、関係機関、庁内関係課などと連携した講座、イベント、企画展示などを実施する。【図書館】

令和6年度

部の目標

多摩市教育委員会の目標である、

- (1) 子どもたちの生きる力の育成
- (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- (3) 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

を達成するために、第二次多摩市教育振興プランに掲げる取組を確実に推進する。

「健幸まちづくりにおける部の役割」

持続可能な社会の担い手である児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むとともに、持続可能な社会の実現のための市民の学びの場と機会を確保する。

そのため、不登校対策の一つである「あたごSpace」の実施や子育て世帯の負担軽減のための学校給食費無償化、また、読書活動振興計画の更新作業、国登録有形文化財の保存活用計画策定等を進める。

具体的な取組

1 鶴牧中学校の大規模改修工事（1/2年目）を着実に実施し、安全で安心な教育環境の整備を進めるとともに、多摩第三小学校用地拡張に向けて、隣接地権者と協議し、買収に向けた合意形成を図る。また、現状の教育を取り巻く環境や、社会情勢を踏まえながら、教育振興プランにおける「基本施策」の更新を行う。【教育振興課】

2 児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供する。また、都指定文化財である稻荷塚古墳の2年目の暫定整備を着実に実施するとともに、国登録有形文化財の保存活用計画の令和7年度策定に向けて検討を開始する。【社会教育・文化財担当】

3 義務教育標準法に基づき、令和7年度は小学校の全学年を35人学級で編制できるよう、通年に渡り、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認等、調整を行う。また、令和6年度から東京都公立学校給食費負担軽減事業を活用し、市内小・中学校児童・生徒の学校給食費無償化を実施する。【学校支援課】

4 一人1台タブレット端末を活用し、不登校をはじめ、子ども一人ひとりの状況に応じた学びと支援を充実する。また、地域・家庭・関係機関の共通理解を得ながら、ESDによる探究的な学びの実施や部活動の地域連携・移行に向けた協議会を開催する。【教育指導課】

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とし、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進する。また、一人1台端末の機器の更新準備を進め、校務支援システムによる学校の職務効率化を支援するとともに、学びの多様化学校の開設検討を進める。【教育協働担当】

6 第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定に着手し、子どもの声・市民の声を反映させながら第二次多摩市特別支援教育推進計画の評価を踏まえ、策定を行う。発達・教育初回相談窓口のさらなる周知及び市民の利便性の向上を図るため、Webフォームを用いた受付を導入する。【教育センター】

7 学校と連携したクラス訪問による食の指導や食育推進に取り組む。生ごみを堆肥化し、資源循環の取組を行う。学校給食センター建替え候補地の比較検討と選定、基本計画の策定に着手する。【学校給食センター】

8 関戸・永山両館の組織が統合され新体制が始動し、これまで以上に利用しやすい社会教育施設を目指して引き続き業務内容を見直し、整理を行い柔軟で効果的な管理運営を行っていく。また、地域課題や多様化する環境の変化など、利用者のニーズを捉え、積極的に事業展開していく。事業展開にあたっては、デジタル機器を活用してオンライン配信を行い、現場による対面や別会場、自宅など、どこにいても「学べる場」や「つながる場」を創出する。【公民館】

9 多摩市読書活動振興計画と多摩市子どもの読書活動推進計画を統合した「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」の策定に向けて検討を開始する。中央図書館の運営、サービスを着実に実施するとともに市民や近隣施設等と協働でイベントを実施する。また、市民への情報提供、課題解決支援のため、電子書籍も含め計画的に資料収集するとともに、各図書館で基本的な図書館サービスの提供を行った上で、学校、庁内関係課、関係機関と連携して企画展示、講座、事業実施を行う。【図書館】

部の取組方針

1. 部内各部署や関係団体も含めた各チーム内で、目指すべき目標を対話や様々な機会を通じて十分に共有し、共通認識を持つ。
2. また、その目標をどのように実現していくか、その手法とそれぞれの役割分担を、各部署、各組織内で明確にし、共有する。
3. そのうえで、各部署、各職員がそれぞれの役割を責任をもって果たす。

（成果）

「あたごSpace」と学校給食費無償化については円滑に実施することができた。また、読書活動振興計画の更新作業については、ほぼ順調に進んでいる。

鶴牧西公園内にある国登録有形文化財の保存活用計画については、耐震予備診断の結果、活用内容の再検討が必要となっており、今後のスケジュールについても再調整中である。

（成果）

鶴牧中学校の大規模改修(1/2年目)は、無事に予定されている工事範囲を完了することができた。多摩第三小学校用地拡張については、一部の地権者へ補償内容の説明を行うことができた。教育振興プランは、今後五年を見据えた内容となるような更新が行えた。【教育振興課】

児童・生徒、市民の学びを支援するため、学校開放施設や文化財施設、八ヶ岳少年自然の家等で市民活動の場と体験学習の機会を提供した。都指定文化財である稻荷塚古墳は、用地内の樹木整理を実施し、暫定整備を行った。また、国登録有形文化財の保存活用計画は、庁内関係課長職による委員会や学識経験者等による有識者会議を設置し、計画策定に向けて作業を進めた。【社会教育・文化財担当】

義務教育標準法に基づき、令和7年度は小学校の全学年を35人学級で編制できるよう、児童数の把握及び学校施設の使用状況確認や調整を行い準備を完了した。また、東京都の補助制度を活用し、令和6年4月から市内小・中学校児童・生徒の学校給食費の無償化を実施した。【学校支援課】

各学校ではタブレット端末を活用し、一人ひとりの習熟や関心に応じた主体的な学びを推進し、基礎学力の向上を図ることができた。また、ESDの取組発表「子どもみらい会議」や、部活動の地域連携・移行に向けた協議会では、市長部局と連携することにより、会議の充実や推進計画の策定に取り組むことができた。【教育指導課】

学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の実現のため、学校運営協議会や地域協働本部の運営支援を行った。一人1台の教育用端末の更新については共同調達により機器の更新を行い、教員の負担軽減のためのICT支援員の派遣や保守などを継続して実施した。学びの多様化学校は開設に向けた調整を行った。【教育協働担当】

第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議を立ち上げ、4回の有識者会議を実施した。また、多摩市の特別支援教育を利用している保護者へむけてのアンケートの実施・特別支援教育を利用した高校生以上の市民によるグループミーティングも実施し、市民の声の收集を行った。発達・教育初回相談窓口のWebフォーム受付は7月より開始し、開始初年度であるが全体の15.15%の申し込みがWebフォームによる申し込みとなり、市民にとっての利便性に寄与し、相談しやすい体制を整えた。【教育センター】

栄養士のクラス訪問による食の指導や声かけ、食育の取組を全小学校を対象に39回（19校）実施した。給食残さを堆肥化し希望する学校に配布し資源循環の取組を実施した。学校給食センター建替え候補地を比較検討し現永山調理所の土地を建設予定地と決定した。それに基づき基本計画の策定に着手した。【学校給食センター】

関戸・永山両館の組織を統合し、業務委託の契約の一本化や窓口業務の運用の統一化を図るとともに、利用者に向けてはキャッシュレス決済やフリーWi-Fiを導入するなど、利便性の向上を図った。また、各館の地域性やニーズに合わせ、様々なターゲットやテーマを設定し事業展開を行った。事業実施にあたっては、オンライン配信を行いどこにいても「学べる場」「つながる場」を創出した。【公民館】

「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」策定に向け、策定委員会や有識者会議を設置し、利用者アンケートや意見交換会などを通じて広く意見を聞きながら検討を進めた。また、各図書館で基本的な図書館サービスの提供を行った上で、電子書籍を含んだ資料収集に努めるとともに、市民や近隣施設、学校、市内書店、関係部署等と協働・連携して、企画展示やおはなし会、講座、ピブリオバトルなどの事業を行った。【図書館】

監査委員事務局 の目標

局の役割

- ①監査委員の秘書交際に関すること ②監査、検査、審査等の実施並びに報告の送付及び公表に関すること
- ③都市監査委員会に関すること ④その他監査事務に関すること

令和7年度

局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

具体的な取組

- 1 市長から審査に付された決算書について、関係証拠書類等により計数を確認し、予算の執行と会計処理、基金の運用状況、財政の健全化判断比率等の審査を行い、監査委員の意見等を市長に提出する。
- 2 「令和7年度監査年間計画」に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、第1回は総務部、固定資産評価審査委員会を対象に、第2回は市民経済部、農業委員会を対象に定期監査（財務監査及び行政監査）を実施する。併せて財政援助団体等監査も実施する。
- 3 「令和7年度例月出納検査実施計画」に基づき、会計管理者が管理する一般会計、3特別会計及び12基金に係る現金出納、並びに地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。
- 4 「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

令和6年度

局の目標

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市及び下水道事業会計の財務執行に関して、独立した立場からその執行の適正性、妥当性等の観点で監査、審査及び検査を実施し、それらの結果を監査委員として市長及び関係者へ報告するとともに、市民へ公表することにより、市民福祉の増進、効率的な行政の執行の確保、市政に対する市民の信頼度を高めることに寄与することを局の目標とする。

局の取組方針

- 令和2年4月に策定した「多摩市監査基準に関する規程」に基づき、監査等を実施する。
- 監査の機会を通して、監査の意義・機能について、庁内職員の理解を高める働きかけを行う。
- 監査委員を支える職員として知識及び技術の習得に努める。

(成果)

市長から審査に付された令和5年度決算書について、関係証拠書類等により計数を確認するとともに、予算の執行と会計処理、各基金の運用状況、財政の健全化判断比率等を審査した。8月13日に講評を行い、監査委員の意見書を市長に提出した。

定期監査は、第1回は議会事務局、オンブズマン事務局、企画政策部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を対象に、第2回は現金等の管理をテーマとして全部局を対象として実施した。監査終了後に、第1回は11月18日に、第2回は2月20日に講評を行い、それぞれ報告書を作成し、市長等へ提出した。

「令和6年度例月出納検査実施計画」に基づき、毎月末に、会計管理者が管理する一般会計及び3特別会計、12基金に係る現金出納、あわせて地方公営企業法を適用している下水道事業会計の現金出納を対象に、事務が適正に行われているか、毎月末に検査を実施する。

「多摩市監査基準に関する規程」に則り、過去の指摘事項やリスクの程度を勘案した重点的・効果的な監査・審査を実施する。実施にあたっては、監査の質の向上に努める。

選挙管理委員会事務局 の目標

令和7年度

局の目標

選挙が公正に行われ、より多くの有権者が投票に参加できるよう、各種法令に基づき適正に選挙事務を遂行すること及び各種選挙の啓発、主権者教育、投票支援等により、有権者の投票行動を促進することを局の目標とする。

局の取組方針

- ①公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を遂行する
- ②投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む
- ③将来に亘り継続的に適正な選挙事務を遂行できる体制を構築する

局の役割

- ①公告式に関すること
- ②委員会の会議に関すること
- ③明るい選挙推進協議会及び明るい選挙推進委員会に関すること
- ④各種選挙に伴う啓発に関すること
- ⑤直接選挙に関すること
- ⑥各種選挙の管理執行に関すること
- ⑦選挙争訟に関すること
- ⑧政党及び政治活動に関すること
- ⑨その他選挙事務に関すること

具体的な取組

- 1 投開票日が令和7年6月22日の東京都議会議員選挙及び同年7月20日（予定）の参議院議員選挙の事務を適正に遂行する。両選挙の間隔が短いことから、共通する業務を省力化・効率化するため、実施方法を工夫する。
- 2 令和8年4月20日任期満了に伴う多摩市長選挙及び同日に投開票を行う多摩市議会議員補欠選挙の準備事務に早期に着手し、選挙執行に備える。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組の継続・拡大に加え、より効果的及び新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏在が大きい投票区の区割りを見直し、周辺投票区と有権者数及び投票区面積の均衡を図る。
- 5 選挙管理システムの標準化・共通化の対応に合わせ、閲覧用の選挙人名簿を電子化する。また、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を開始する。

令和6年度

局の目標

各種法令に基づく公明かつ適正な選挙事務の執行と各種選挙に対する市民等の関心を高めるための効果的な啓発事業の実施を局の目標とする。

局の取組方針

- 1 公正かつ効率的な選挙執行計画を作成し、選挙事務を執行する。
- 2 投票率向上のための主権者意識を高める方策に取り組む。
- 3 継続的に適正な選挙事務を遂行して行く体制を構築する。

具体的な取組

- 1 令和6年7月7日投・開票の東京都知事選挙の事務を適正に執行する。また、将来に亘って適正かつ安定した選挙事務を執行できるよう、事務継承や事務効率化の手法を検討する。
- 2 衆議院の解散選挙が行われる可能性があることから、解散となった場合に適正かつ効率的に選挙事務を執行できるよう、事前に対応項目の整理やスケジュール作成を行う。
- 3 選挙制度の周知や有権者への投票行動の喚起など、通常時・選挙時における啓発活動について、現行取組に加え、より効果的な手法や新たな手法を検討、実行する。
- 4 人口の偏在による投票区のアンバランスについて、区割りや投票所の見直し案を作成、課題や取組事項を整理したうえで、実現に向けた具体的な取組を行う。

（成果）

急きよ、東京都議会議員補欠選挙の執行が決定され、追加を要した業務の対応や人員補充調整等を早急に行った。入場整理券の追加送付手続に不備が生じたが、迅速に補完対応を行い、概ね想定どおりに事務を遂行し、投開票日当日に投票結果を確定させた。また、事務従事体制は、世代交代を前提とした配置とした。

想定より早期の執行となり、資料作成が不十分な状態で選挙事務に着手した。短期間での対応が求められたが、執行体制の確保、予算対応や事業者調整等を適宜組織内で情報共有しながら進め、迅速かつ適正に選挙事務を遂行し、投開票日当日に投票結果を確定させた。

出前授業は、限られた日程での対応となつたが、小学校第6学年を中心に計14校で実施した。ポスターコンクールは、コロナ禍で控えていた対面活動を再開し、学校を訪問して参加を促したことで、前回より21点多い164点の作品が出展された。選挙制度や投票支援等を広く周知するため、選挙広報紙等の媒体を活用した。

各投票区における有権者数と面積の格差の現状、区割り見直しの考え方や必要性等について3月の議会常任委員会協議会で共有した。各投票区の有権者数、投票所の位置、区割り変更後の有権者数、今後の大型集合住宅の建設予定等をふまえ、現在、有権者数と面積が最大となっている投票区を優先して、見直し案を作成した。